

# インドの戦時財政 (1939~1946年)

はま うず てつ お  
涙 渦 哲 雄

はじめに

## I 英印財政協定

1. インド軍の性格
2. 英印財政協定の締結とその運用

## II 軍事費の推移

1. 第1次大戦から第2次大戦開戦まで
2. 第2次世界大戦中の軍事費

## III 軍事費の調達

1. 税収の増加と租税体系の変化
2. 税外収入
3. 借入れ

## IV スターリング資産の増加とスターリング債務の返済

むすび

## はじめに

第2次世界大戦期(1939年9月~1945年8月)は、インドがこの6年間に12億ポンド余の外貨を蓄積し、東インド会社時代から累積してきた3億ポンド余の対外債務を事実上完済したことを指摘するだけでもって、インド経済史上いかに重要な時期であるかが理解されよう。インド経済史における第2次大戦期の位置づけはまだ論争の余地を残しているが、多くのインドの戦時経済に関する研究やスターリング・バランスに関する研究によって論点はしだいに明瞭になってきている。この小論は、インドの戦時経済の考察を通じて、イギリスの植民地支配およびインドの経済発展との関係において第2次大戦期がどのような位置にあるかを明らかにすることを意図したものである。

## I 英印財政協定

### 1. インド軍の性格

独立前のインド軍は単に国土の防衛、治安の維持を主任務とした軍隊でなく、英帝国の総兵力の一部とみなされ、実際にそのように運用されてきた<sup>(注1)</sup>。イギリスはインド軍を近隣諸国侵略のために使用し、1838年から1920年までの80年間に、インド軍がイギリス本国のためにインド国外で使用されたことは少なくとも19回あり、しかもその戦費の大部分がインドの歳入あるいは公債をもってまかなわれた<sup>(注2)</sup>。

インド軍の兵力は1910年代後半には平時でも20万人余にのぼり、ナショナリストがイギリスのインド支配を攻撃するときには、国力に比して過大な軍事力がきまって槍玉にあげられていた。K. T. Shah は1927年に上梓した *Sixty Years of Indian Finance* において、「それ〔インドの国防政策=筆者〕はまず第1にインド国民の能力をこえた最も高価な政策である。それはインドの歳入の増加部分をすべて吸収し、政府が金のかかるあらゆる国内改良事業を同情的に考えることを不可能ならしめた。それはまたインドをして経費のかかる、不必要な、非生産的な領土の併合を行なわせ、インド政府を近隣諸国の疑惑にさらした。最後に、それはイギリスの影響の下でインドをして世界政治において不必要な、正当化しがたい、不相応な地位を得さしめ、それによってわれわれは、近隣

諸国との紛争にさらに深く巻き込まれている。それはわれわれの求めるところでも、また利益となるものでもない。インドは軍事的野心をもっていない。インドは平和を望み、近隣諸国の平和をみださないであろう。なぜ全く不必要な目的のために大浪費をせねばならないのか」<sup>(註3)</sup>と軍事費の負担の大きさとその浪費的性格を手きびしく批判している。

インド軍は英帝国の総兵力の一部であるがゆえに（イギリスはインド・ナショナリストの批判をおそれてそれを公然と認めたことは少なかったが）、常に過大な兵力の維持を要求されていた。イギリスはインドが30年代の不況期に軍事費の負担に耐えられなくなると財政援助（contribution）を与えてまで軍事力の維持につとめた。イギリスの対印財政援助は、インドの財政危機に際して、インド議会がインドの防衛は英帝国の経済的諸權益、通信線の防衛であり、イギリスがそれによって得ている利益を秤量し、インドの歳入から支出される軍事費に対して帝国の歳入からそれ相応の援助を与えるべきであるという要求を出し、それを審議した Capitation Rate Tribunal の勧告に基づいて出されるようになった。この Tribunal はイギリスが得ている利益は秤量できないとしながらも財政援助の必要性を認め、1933/34年度から150万ポンドの財政援助が与えられることになった<sup>(註4)</sup>。インドの立法議会（Legislative Assembly）は1921年に、インド軍は英帝国の総兵力の一部であるという Esher 委員会の報告書の考え方に強く反対し、インド軍の使用は外国の侵略に対する防衛と国内の平和維持に限ることを勧告する決議を採択したが<sup>(註5)</sup>、イギリスの財政援助の受入れは一面において、インド軍は英帝国の総兵力の一部であるという事実をインドが自認したことを意味した。

この Tribunal の勧告が実施されたあと、第2次世界大戦の気配が濃厚となった1938年9月に、インド軍の近代化の速度を速めるため、Lord Chatfield を委員長とする the Expert Committee on the Defence of India, 1938/39、いわゆるチャトフィールド委員会が設置された。チャトフィールド委員会は1939年1月に陸軍、海軍、空軍、兵器廠等の再編、拡張、近代化、増強の実施とそれに必要な経費4.577億ルピー（3400万ポンド）の4分の3をイギリスからの贈与、4分の1を借款でまかなうことを勧告する報告書を提出した。チャトフィールド委員会の勧告が出された直後に、第2次世界大戦が勃発し、勧告の数字自体は現実性を失ってしまったが、第2次世界大戦の勃発を予想して出された勧告は、イギリスにとってインド軍のもつ重要性を Tribunal の勧告よりもさらに明瞭に示している。

Tribunal とチャトフィールド委員会は、両方とも、インドの対外防衛はインドとイギリスの共同責任であるとの考え方に立脚しており、インドの軍事費に対する財政援助の根拠もここに求められている。チャトフィールド委員会の報告書は、事情によりインドの対外防衛軍（India's External Defence Forces）の全部または一部をインドの領土外で使用する必要が生じた場合には、インド政府は費用の一部を負担すべきことまで明記している。換言すれば、インド軍は英帝国軍の一部であり、インドが独力で軍事費を負担できない場合はイギリスが援助を与えるが、逆に英帝国自体が危険にさらされたときは、英帝国防衛の任務をインドが分担することが明白な条件になっていた。実際、インドは第2次大戦の勃発と同時に帝国防衛の任務を負わされ、英印間の軍事費の分担を規定した「英印財政協定（Financial Agreement）」に基づい

て、他の自治領、植民地では例をみない巨額のイギリスの軍事費調達を強要されることになった。イギリス側からすれば、それがどのような結果をもたらすにせよ、英印財政協定は従来の政策を実施したにすぎなかった。

## 2. 英印財政協定の締結とその選用

イギリスが1939年9月3日にドイツに対して宣戦布告を行なうとインドも自動的に参戦国となった<sup>(注6)</sup>。そして、インドはアフリカ、中近東、アジアの各地に戦闘員を派遣するとともに、これらの地域における連合国の兵站基地となり、開戦当初から英印間での軍事費の分担が大きな問題となった。すでに述べたように、Tribunal、チャトフィールド委員会もインドの軍事費の一部は本来イギリスが負担すべきものであることを事実上認めながら負担の基準を示さなかったが、第2次大戦が始まるとインドの財政収入から支出される軍事費の増加分をインドとイギリスに配分する明確な基準の設定が必要となり、両国の間で話し合いが行なわれた。

この交渉の結果、Financial Settlement と呼ばれる財政協定が1939年11月に締結され、1939年4月に遡及して適用された。この協定によりインドの軍事費負担の限度は次のように決められた。

- (1) 平時におけるインドの通常の純軍事費と目される一定額
- (2) それに物価上昇分を加えたもの
- (3) インド自身の利益のためにインドが実施し純然たるインドの債務とみなされる戦争政策の費用
- (4) インドの海外派遣軍を維持する特別費 1000 万ルピー

協定の第1項については3.677億ルピー<sup>(注7)</sup>と決められ、間接軍事費 (non-effective charges) は除外

された。協定の第2項は、(1) 購入品の価格、(2) 英軍に対する給与と grant of amenity、(3) インド軍に対する給与と grant of amenity、(4) 労務費、(5) 輸送費——の通常経費を上回る支出の算定、第3項は軍事費のインドの負担分について規定したものである<sup>(注8)</sup>。上記の(1)から(4)までの合計額以外にインドが支出する軍事費はイギリスの負担分であり、イギリス政府がインド政府に弁済することに決められ<sup>(注9)</sup>、戦争が終結したときの余剰軍需品の在庫の処分、軍人の恩給・年金の支払いについては別途交渉にゆだねられることにされた。

以上のような内容をもつ Financial Settlement は二つの目的を考慮して作られたものであると言われている<sup>(注10)</sup>。まず第1の目的は、戦争との関係において、インドの軍事費負担を財政能力の範囲内に限定し、インド軍は国防のみを受け持ち、軍隊を平時の規模に維持し続けること。第2の目的は、協定を簡素化して、Settlement の条件を日々適用するに際して経費がかさまず、紛争が起きないようにすること。第1の目的については、すでに第2次大戦前に軍事費負担が過重でイギリスから財政援助を受けていたことから理解できるが、財政協定がインドの軍事費膨脹に対して抑制効果を発揮したのはせいぜい最初の2年間であった。日本軍が印緬国境に侵入するに及んでインドの軍事支出は激増し、財政協定の第1の目的はその意味を失った。

第2の目的については、独立後にインドで公開された第2次世界大戦史は Financial Settlement の運用は全体としてきわめてうまくいったと評価している<sup>(注11)</sup>。しかし連合国の軍事費は予算に計上されなかったのですさまの疑惑を呼び起こしたうえ、軍事費の配分がイギリスに有利になるように Financial Settlement が運用されているとの

批判が第2次大戦中にインドのナショナリストからたびたびなされた<sup>(注12)</sup>。また逆にイギリス側から、インド防衛の共同努力の費用の配分が Financial Settlement では自国に不利なのでこれを廃棄し、新しい協定を結びたいとの要求がなされたこともあった<sup>(注13)</sup>。この要求は、インドが日本軍侵攻の危機にさらされ、インド防衛のためにイギリス軍とイギリスの兵器が多量に投入され、イギリスの軍事費分担が激増したときに出された。一方、インド自身の軍事費もかつてない速さで増加していたときであり、インドは軍事費分担基準の変更には頑強に抵抗した。けっきょく、イギリス側が実質的な運用の変更をとりつけて改正要求を取り下げた。Financial Settlement をめぐる英印間の対立は、スターリング・バランスの支払い問題との関連において戦後再びクローズ・アップされることになったが、第2次大戦中には Financial Settlement の条文の変更はなされなかった。

Financial Settlement は、さきに述べたように、インドの軍事費を負担能力の範囲内に抑えること、軍事費の分担基準を明確にすることをうたい、インドの軍事費の増大に対する恐怖感あるいは抵抗をやわらげることに配慮している。そのかぎりにおいて、インドの反英運動、とくに過大な軍事費に対する批判が一定の成果を収めたことが認められるが、イギリスとインド自体が外国の侵略の危機にさらされると Financial Settlement は当初の意図とは逆にイギリスが軍事費をインドから強制的に借り上げるための手段にすぎなくなった<sup>(注14)</sup>。すなわち、イギリスは Financial Settlement によってインドからの軍事費の借上げを合法化することができた。しかも、イギリスは Financial Settlement でイギリスの負担分と決められた軍事費をインドにポンドで支払いながら、その自由

な使用を認めずイングランド銀行に凍結したので、いわば大戦中は返済に応じることのない強制的借上げになった。「このような金融上の操作は、インドがイギリスの植民地であるということからのみ可能であった」<sup>(注15)</sup> ことは言うまでもない。

イギリスが大戦中 将来の債務返済の方よりも当面の軍事費の借上げを重視していたことは、大戦中に軍事費の分担基準の改正を要求しながら、それを強行すると戦争の遂行に支障が生じるとみるとただちに取り下げたことから理解できる。もちろんインドの防衛がすべてインドの負担で行なわれるならばイギリスにとってそれ以上に好都合なことはなかった。だが、現実にはそれを強制できなかったため、インド政府がイギリスのために軍事支出をした場合には弁済するが、戦時中は弁済した外貨の使用を認めないという形式がとられた。それでもイギリスは Financial Settlement によってインドの膨大な資源を自由に動員しており、たとえ Financial Settlement が、一時期不利に作用したとしても、自国の軍事費の負担をインドに一時的に肩代りさせるという大きな利益を引き出した。これこそ Financial Settlement がイギリスにもたらした最大の利益であった。

(注1) C. N. Vakil, *Financial Burden of the War on India* (Bombay, 1943), p. 95.

(注2) 山根一郎「インド財政の植民地的特質」(総合印度研究室編『インド流通経済論』, 伊藤書店, 1944年), 106ページ, 元出所は Z. A. Ahmad, *Public Revenue and Expenditure in India*, p. 47.

(注3) K. T. Shah, *Sixty Years of Indian Finance* (Bombay, 1927), p. 95.

(注4) N. C. Sinha and P. N. Khera, "Indian War Economy," in *Official History of the Indian Armed Forces in the Second World War*, ed. by Bisheshwar Prasad (Delhi, 1962), p. 301.

(注5) N. C. Sinha and P. N. Khera, pp. 294~296.

(注6) インド総督は立法議会の決定あるいはインド人政治指導者との協議を待たずにインド担当相の命令でこの措置をとった。したがって、インドの参戦はイギリスの支配者が決定したものである (Bisheshwar Prasad, *India and the War* (Delhi, 1966), p. 20)。

(注7) この金額は1939/40年度予算の軍事費4.518億ルピーから間接軍事費8410万ルピーを控除して得られたもので、戦争中の軍事費を推計したものではない。

(注8) 協定の最初の3項目は1940年3月18日付けの Military Finance Department Letter No.35-B に記載されている 政令の Major Head 58 (軍事費) の Main Head 1 (通常軍事費), Main Head 2 (物価上昇に関する包括規定), Main Head 3 (インドの歳入でまかなう戦争措置) で計上された。

(注9) ルピーのスターリングに対する交換レートは大戦中、1ルピーにつき1シリング6ペンスに固定されたので、立替え軍事費の支払いもこの交換レートで行なわれた。スターリングに対する交換レートが固定されたため、第1次大戦中のようにルピー高の状態は生まれず、インドは安値輸出をしいられることになり、それだけスターリング収入の損失を招いた。またポンドの対ドル交換レートも1ポンド=4.02ドルに統制されたため、ポンドの実勢は10~12%低かったにもかかわらず、インドが獲得したドルは統制レートでポンドに交換された。インドは1946年3月31日に、帝国ドル・プールに対して11.4億ルピーの残高をもっており、自国の利益を犠牲にしてイギリスの外貨準備強化のために働かされた (R. S. Kapuria, *The Indian Rupee* (Bombay, 1967), pp. 24, 30)。

(注10) N. C. Sinha and P. N. Khera, p. 309.

(注11) N. C. Sinha and P. N. Khera, p. 314.

(注12) C. N. Vakil, p. 6.

(注13) N. C. Sinha and P. N. Khera, p. 317.

(注14) この協定は、みかけは公正で英帝国の防衛のための財政負担をインドに負わさないように企図していたが、しかし実際には、あまり目立たぬ方法で負担をインドに押しつけるための一方策にすぎなかった (R. Palme Dutt, *India Today* (Bombay, 1947), p. 149)。

(注15) Phillips Jaffe, *New Frontiers in Asia*, p. 44., 岡倉吉志郎『植民地主義と民族主義』(勁草書房, 1969年), 288ページより引用。

## II 軍事費の推移

### 1. 第1次大戦から第2次大戦開戦まで

インドの軍事費は、第1次世界大戦の始まった1914/15年には3.065億ルピーであった。インドは大戦中、イギリスの戦争遂行に協力させられたため、軍事費は急増し、1918/19年には1914/15年の約2倍の6.407億ルピーとなった<sup>(注1)</sup>。

インドは Government of India Act の Section 22により、インドの領土外での軍事作戦の費用をインドの歳入でまかなうことを禁じられていたが、戦争の初期に立法議会 (Legislative Assembly) が特別決議を通過させ、ヨーロッパ派遣軍の通常費の負担を認めた<sup>(注2)</sup>。戦争は長びき、インドは第1次世界大戦中に55万2000人の戦闘員と39万1000人の非戦闘員をヨーロッパ戦線に送ったため、派遣軍の通常経費の負担が軍事費を膨張させた。したがって、戦争が終結し、軍の動員が解除されれば軍事費は減少するものと考えられていたが、終戦直後にアフガン戦争が始まり、さらに軍の近代化のための支出も増大したため、期待に反して軍事費は1920/21年まで膨張を続けた。

過重な軍事費については第1次大戦中からインド国内に強い不満があったが、終戦後も軍事費がふえ続けたことは、1920年5月に出された Esher 委員会報告書のインド軍の役割に関する規定の議会での拒否決議、反英独立運動の高まりとあいまって、軍事費に対する批判を強め、軍事費削減へのきっかけを作ることになった。軍事費は1921/22年から減少をはじめ Inchcape Committee(1922年)の各種の軍事費節減勧告によってそれは一段と促進された。一方において、軍事費の削減は軍の近代化と能率を犠牲にするという矛盾を生み、軍事費の縮小は限界につきあたり、軍事費は1925/26年

から1931/32年の7年間、5.1億ルピーから5.6億ルピーの間にとどまった。しかし、その後世界不況のために深刻な財政危機が慢性化し、軍事費削減が不可避となり、1933/34年から第2次世界大戦の始まった1939/40年まで4億ルピー台に抑えられた。

インドの軍事費の抑制はインド財政の窮状のために避けられないものであったが、イギリスにとっては、インド軍は英帝国軍の一部であり、英帝国の防衛上インド軍の近代化の遅延は重大な問題であった。そこでIで述べたように、イギリスはCapitation Rate Tribunalの勧告に基づいて、1933/34年度から150万ポンドの軍事費援助を与え、インド軍の削減を防ぎ、装備の近代化に努めた。さらに、イギリスは1939/40年からCapitation Rate Tribunalの勧告に基づく援助を50万ポンド増額したうえ、第2次世界大戦の勃発を予想してインド軍の近代化について調査するためのチャトフィールド委員会の出したインド軍とインドの兵器廠の再編、拡大、近代化に関する計画をイギリスの援助で実施した。しかしインド自体の負担はわずかの増加にとどまり、インドの軍事費は1939/40年まで4億ルピー台に抑えられた。

インドの軍事費は世界的不況による財政危機の時代には、ピーク時の半分近くまで削減されたが、ついに第1次世界大戦開始前の水準にまでは下がらなかった。また、公務員の給与を10%引き下げた財政危機の時代においてすら、インド軍は20万以上の兵員を維持しており、インド自体の軍事費の削減はイギリスの軍事費に対する援助によってかろうじて実現されたものであった。別言すれば、インドは第2次大戦前の世界的な軍備拡張の波をあまりかぶらず、わずかにかぶった部分はイギリスの財政援助によってまかなわれ、第2次大戦の

勃発まで軍事費膨張の圧力をまぬがれていた。

第1表 インドの軍事費(1914/15~1938/39年)  
(単位: 10万ルピー)

年 度	經常勘定 歳出総額	軍 事 費 (純 額)	歳出に占める 軍事費の割合
1913/14	9,812	2,984	30.04
1914/15	9,700	3,065	31.60
1915/16	10,096	3,339	33.07
1916/17	10,758	3,749	34.85
1917/18	12,759	4,356	34.14
1918/19	15,953	6,672	41.82
1919/20	18,732	8,698	46.43
1920/21	19,668	8,175	41.56
1921/22	10,884	6,981	64.14
1922/23	10,431	6,527	62.57
1923/24	9,907	5,623	56.76
1924/25	9,706	5,563	57.32
1925/26	9,759	5,600	57.38
1926/27	9,789	5,597	57.18
1927/28	9,280	5,479	59.04
1928/29	9,282	5,510	59.34
1929/30	9,656	5,510	57.06
1930/31	9,784	5,430	55.50
1931/32	9,540	5,176	54.26
1932/33	8,602	4,674	54.22
1933/34	8,012	4,442	55.44
1934/35	8,323	4,434	53.27
1935/36	8,309	4,498	54.13
1936/37	8,089	4,545	56.19
1937/38	8,657	4,735	54.70
1938/39	8,511	4,618	54.26

(出所) Reserve Bank of India, *Banking and Monetary Statistics of India* (Bombay, 1954), pp. 872~874.

(注) 1922/23年以降州財政が分離されたため州政府の支出は除外されている。

## 2. 第2次世界大戦中の軍事費

インドはイギリスの参戦と同時に自動的に参戦国となり、戦争の初期においては主として中東・アフリカにおける戦いの兵站基地としての役割を果たし、1943~44年にかけての日本の侵略の脅威にさらされた時期には国土防衛のために戦い、戦争末期においてはイギリスの東南アジアでの失地回復の作戦基地となった。インドはこのように戦争のそれぞれの局面において連合国、主としてイギリスの戦争遂行策の一端をになわされたため、インドの軍事費は第2次世界大戦中かつてない速さで増大した。ちなみに第1次大戦中の軍事費の

第2表 インドの第2次大戦中の軍事費

(単位: 1000万ルピー)

	1939/40	1940/41	1941/42	1942/43	1943/44	1944/45	1945/46
(I) 経常勘定							
1. 基本軍事費	36.77	36.77	36.77	36.77	36.77	36.77	36.77
2. 物価上昇分	1.19	2.56	4.39	7.97	14.44	18.73	21.02
3. 戦争措置費	3.51	25.90	54.44	161.63	298.75	330.61	292.03
4. 間接軍事費	8.07	8.38	8.33	8.26	8.44	9.38	10.41
(II) 資本勘定	—	—	—	52.51	37.46	62.83	35.09
合計	49.54	73.61	103.93	267.13	395.86	458.32	395.32

(出所) Reserve Bank of India, *Report on Currency and Finance 1946-47*, p. 65.

増大と第2次大戦中のそれを比較するならば、前者は約3.2倍であるのに対し、後者は約10倍であり、連合国の立替え軍事費 (recoverable war expenditure) まで含めた総軍事費は約19倍にもなっている。

インドは第2次世界大戦においても主交戦国ではなかったが、総力戦である第2次世界大戦は、イギリスの軍事費の肩代りを通じて、インドにもこのような急激な軍事費の膨張をもたらすことになった。

第3表 インドの第2次大戦中の総軍事費

(単位: 1000万ルピー)

年 度	インドの 軍事費	立 替 え 軍 事 費	合 計
1939/40	49.54	4.00	53.54
1940/41	73.61	53.00	126.61
1941/42	103.93	194.00	297.93
1942/43	267.13	325.48	592.61
1943/44	395.86	377.87	773.73
1944/45	458.32	410.84	869.16
1945/46	395.32	374.54	769.86
合 計	1743.71	1739.73	3483.44

(出所) Reserve Bank of India, *Report on Currency and Finance 1946-47*, p. 65.

インドの第2次大戦中の軍事費は、第2表から明らかなように、1942/43年から急増している。これは日本の参戦と東南アジアへの戦争の拡大が直接の原因となっている。すなわち、日本軍がシンガポールを攻略し、1942年3月8日にラングーン

を占領したため、日本軍のインド侵攻の脅威が現実のものとなり、侵攻に備える準備をはじめたときから総力戦の負担がインドの上ののしかかりはじめた。それまでは、インドは戦場からは遠く離れており、ヨーロッパでの軍事情勢の変化が急激な軍事費の増大をもたらすこともなかった。したがって、インドの軍事費の推移は1942/43年以前とそれ以後の時期に分けて検討するのが適切であろう。

インドの1939/40年度の軍事支出は4.954億ルピーで当初予算の4.518億ルピーを4360万ルピー上回っている。平時の基準でもってすれば4360万ルピーの軍事費の増加は大きい。戦争の最初の7カ月間が軍事費に与えた影響は他の参戦国と比べれば小さかった。もっとも、この4360万ルピーにはチャトフィールド委員会の勧告に基づいてインド軍の近代化のために使われた資本支出は含まれておらず、資本支出はさきに述べた Financial Settlement に従って立替え軍事費に計上された(注3)。イギリスの負担分とされた立替え軍事費は約4000万ルピーにのぼっている。

ヨーロッパでは1940年中に戦争局面に大きな変化があった。ドイツはノルウェー、デンマーク、オランダ、ベルギーを蹂躪し、6月にはフランスを降服させたため、ヨーロッパ諸国とインドの貿

易は途絶し、インドの安全保障に不安がいだかれるようになった。そして、インドでも戦争局面の変化に対応して陸海空軍の拡張と起こりうる事態に備える準備が始められた。1941年の初めまでにバルカン諸国は席卷され、イラクは枢軸側についたため中東情勢は悪化し、西からの攻撃に備えて軍備を強化する必要にせまられた。さらに、1941年12月には日本が参戦し翌年2月にラングーンが陥落するに及んでインドははじめて直接的な侵略の脅威にさらされることになった。

インド軍は第2次大戦前には総数で20万人弱になっていたが、大戦の開戦後兵員は急速に増強され、1942年のはじめには100万人を突破した。陸軍では騎兵隊の機械化、機甲部隊の新設、各種の訓練機関の新設・拡張が行なわれた。海軍は沿岸防衛施設を建設し、若干の艦艇が完成し、就役した。空軍は資材と熟練技術者の不足のため、1941/42年末までの時点では、チャトフィールド委員会の設定した目標に到達しえなかった<sup>(注4)</sup>。このような陸海空3軍の強化・拡大はインドの軍事支出の増大をもたらした。しかし、インドが日本軍侵攻の危機にさらされるようになったのはビルマ占領後のことであり、また Financial Settlement のおかげでインド自体の軍事費の増加はある程度抑制され、イギリスの立替え軍事費がそれだけ増加することになった。

イギリスの立替え軍事費は1941/42年には19.4億ルピーとなり、インド自体の軍事費10.393億ルピーを上回るようになった。1941/42年までの立替え軍事費の増加は、主としてチャトフィールド計画の実施のための特別資本支出とその維持費、インドの軍事生産能力拡張のための支出、軍事施設、その他軍需品の調達費用、それらのストックの貯蔵施設の建設費、共同措置 (joint measures) の

イギリス分担分が増加したことによるものであった。

ラングーンが陥落後インドをとりまく情勢は悪化した。日本海軍の機動部隊は1942年4月1日から11日までベンガル湾を制圧しベンガル湾北部ではインドの陸岸近くまで迫って、商船多数を撃沈し、カルカッタ周辺の飛行場を爆撃した<sup>(注5)</sup>。日本の潜水艦はインドの西海岸まで出撃し、商船を破壊した<sup>(注6)</sup>。日本の機動艦隊によるインド攻撃はこれが最初にして最後であったが、その後は潜水艦の商船破壊活動と陸軍航空部隊のベンガル地方に対する爆撃が継続的に行なわれた<sup>(注7)</sup>。中部ビルマを基地とする陸軍航空隊はイギリス軍の反攻を阻止するため、主としてカルカッタ、チッタゴンの港湾施設、船舶、飛行場の爆撃を続けたので、インドは日本軍の陸・海からのベンガル地方への侵攻の危機を強く意識するようになった。日本がインドに実際に侵攻したのは1944年3月にインパール作戦を実施したときのことであるが、インドは1942～43年には日本軍侵攻に備えてベンガル州沿岸部で米と河川用の舟の撤収を実施するほど侵入の脅威をさし迫ったものと感じていた<sup>(注8)</sup>。

インドの防衛は伝統的に西北国境に重点が置かれており、東北方面の防衛は全く手がつけられていなかったため、日本軍のビルマ占領とともに印緬国境の防衛強化は焦眉の急となり、新兵の徴募は月間5万から7万に引き上げられ、イギリス軍が増派された<sup>(注9)</sup>。制空権の回復のため、飛行機が追加され、飛行場の建設が急ピッチで進められ<sup>(注10)</sup>、軍用道路、通信施設が建設された。アメリカもビルマが日本軍の手に落ちて以後は陸路で中国に対する援助ができなくなり、インドからの空輸に切り換えたため、インドは相互援助協定に基づいて、アメリカ軍のために飛行場を作り、物資・

役務の提供を行なった。また、インドはチャトプイールド委員会の勧告外に建設された軍事産業の所有権を得ることを条件に資本コストを半分負担させられた<sup>(註11)</sup>。

第4表 軍事資本支出の内訳

(単位：1000万ルピー)

	1942/43	1943/44	1944/45	1945/46
空軍(飛行場)	23.34	14.67	15.82	24.44
工業(開発)	5.71	3.32	3.68	2.03
相互援助(飛行場)	8.56	15.34	15.54	7.03
海軍の新設	3.38	0.52	2.16	0.39
通信施設	0.08	3.61	5.59	1.20
チャトプイールド計画	11.44	---	---	---
その他	---	---	20.03	---
合計	52.51	37.46	62.82	35.09

(出所) Reserve Bank of India, *Report on Currency and Finance 1945-46*, p.50., *Report on Currency and Finance 1946-47*, p.65 より作成。

日本軍侵攻の脅威がインドに直接及ぶようになって以後、インドの国防努力はすでに述べたように強化され、軍事費は激増することになった。総軍事費は1942/43年には59.262億ルピーにのぼり、戦前の平時軍事費の12倍強になった。換言すれば、1日の軍事支出が約1500万ルピーになり、戦前の平時軍事費が1カ月で消費されるようになった。さらに、1944年3月には日本軍のインパール作戦が始まったため、1943/44年の軍事費は77.373億ルピーに、1944/45年には86.916億ルピーに増大した。インドの総軍事支出は1944/45年に第2次大戦中の最高を記録し、1日当たりの軍事支出は約2300万ルピーに増大した。

1942/43年まではインド自体の軍事費よりも立替え軍事費の増加率が大きく、1941/42年と1942/43年の2年間は絶対額でもインド自体の軍事費を上回った。だが、日本軍が1944年3月にインパール方面に侵攻し、インドの国土の一部が戦場になると、Financial Settlement に従って、インドの

国内での戦費はもとより海外からインドに増派された軍隊の費用もインドの負担にされ、インド自体の軍事費が激増し、立替え軍事費を上回るようになった。インドの領土内での戦争がイギリスのインドにおける権益を守り、東南アジアの植民地の奪還のための足がかりを築くためのものであったにもかかわらず、軍事費のより大きな部分がインドの負担とされた。インドが日本の侵略の脅威にさらされるようになって以後の軍事支出の負担分については、さきに述べたように、英印両国から不満が出て、スターリング資産の支払いをめぐる争いは戦後まで続いたが、Financial Settlement の規定は改正されずそのまま適用された。しかしながら、Financial Settlement の規定は改正されなかったにもかかわらず、1942/43年以降はインド自身の戦争措置に帰せられる軍事支出と共同措置のための支出が激増し、軍事費の負担割合はインドに不利になり、インド自体の軍事費負担は激増した。その結果、Financial Settlement はインドを過大な軍事費の負担から守るという公言された目的を果たしえず、逆にインドの負担を大きくすることになった。

1939/40年から1945/46年までのインド自身の軍事費累計は174.371億ルピー、立替え軍事費累計は173.973億ルピーとなっており、インドの総軍事費累計は348.344億ルピーとなる。同じ期間の政府支出の累計は399.580億ルピーであるので、政府支出に占める総軍事費の比率は87.4%にもなる。総軍事費のなかには民事行政部門の軍事費と民事国防費(civil defence measures)は含まれていないが、その累計11.858億ルピー<sup>(註12)</sup>を加えるならば、その比率はさらに高くなる。したがって、政府支出の1937/38年の8.661億ルピーから1945/46年の89.420億ルピーへの増加は大部分が軍事費の

第 5 表 インドの第 2 次大戦中の財政収支

(単位: 1000万ルピー)

	1937/38	1938/39	1939/40	1940/41	1941/42	1942/43	1943/44	1944/45	1945/46	1939/40~ 1945/46合計
I 中央政府予算										
(1)歳入	86.61	84.52	94.57	107.65	134.57	176.88	252.06	335.57	360.67	1,461.97
(2)歳出	86.61	85.15	94.57	114.18	147.26	289.05	441.84	496.71	484.57	2,068.18
(3)黒字(-)赤字(+)	..	-0.63	..	-6.53	-12.69	-112.17	-189.78	-161.14	-123.90	-606.21
(4) (1)の(2)に 対する割合	100.0	99.3	100.0	94.3	91.4	61.2	57.0	67.6	74.4	70.7
II 中央政府総支出										
I(1)のIIに 対する割合	100.0	99.3	95.9	64.4	39.4	26.5	29.4	34.6	40.3	36.6
A インド自体の 支出										
(1)民 事 費	39.39	38.97	45.03	40.57	43.33	74.43	83.44	101.22	124.34	512.36
(2)軍 事 費	47.22	46.18	49.54	73.61	103.93	267.13	395.86	458.32	395.32	1,743.72
B 立替え軍事費	..	..	4.00	53.00	194.00	325.48	377.87	410.84	374.54	1,739.73
III 各年度末の中央 政府債務(+)										
(1)スターリング債	467.89	464.94	439.10	341.11	206.93	50.56	34.70	34.19	33.84	-431.10
(2)ルピー貯蓄	438.40	437.87	450.23	574.55	611.85	748.74	1,006.55	1,212.14	1,492.20	+1,054.33
(3)小 額 貯 蓄	137.76	141.45	135.35	108.79	95.56	92.77	118.47	159.18	221.52	+80.07
(4)大蔵省証券・ 短期 融 資	38.01	46.30	54.70	84.90	136.98	264.70	110.61	86.70	83.33	+37.03
(5)利付き債務総額	1,197.16	1,205.76	1,203.86	1,247.67	1,209.21	1,353.13	1,532.47	1,860.44	2,282.38	+1,076.62

(出所) Reserve Bank of India, *Reports on Currency and Finance 1946-47*, p. 65.

(注) 1939年3月31日と1940年3月31日の変化, +1942/43年以降は鉄道年賦金の資本部分をⅢの(1)と(5)から除外。

増加によるものであった。

植民地下のインド財政は国民経済との間に有機的な連関を欠き、財政の膨張は第2次世界大戦が始まるまできわめて緩慢であり<sup>(注13)</sup>、短期間にこのように急激に財政が膨張したことは、少なくともイギリスの直接統治下に置かれてからはなかった。第2次大戦中の軍事費の激増による財政の膨張もインドがイギリスの植民地として第2次世界大戦に引きずり込まれた結果生じたものであり、インド経済の内的な発展によるものではなかった。したがって、あとにみるように、インドの戦時財政の膨張はインドの国民経済に大きな混乱をきたした。しかし、第2次大戦中の財政の膨張のため増税、公債の増発などの措置によって財源が拡大されたので、平時に戻ってから、とくに独立後における財政発展への途が開かれた点で戦時財政は大きな財政史的意義をもっている。

(注1) インドは第1次世界大戦中、海外派遣軍の

通常費を負担したほかイギリスのために約2億ポンドの軍事費の立替えを行ない、1億ポンドの贈与 (contribution) を行なった。

(注2) K. T. Shah, *Sixty Years of Indian Finance*, p. 422.

(注3) チャットフィールド委員会の勧告にもとづく軍の近代化に要した資本支出はすべて立替え軍事費とされた (N. C. Sinha and P. N. Khera, p. 320)。

(注4) 軍の近代化、拡張の状況は N. C. Sinha and P. N. Khera, pp. 323, 325 による。

(注5) 日本の機動艦隊は9月5日から9日の間に11万2312トンの商船を撃沈した (防衛庁防衛研修所戦史室『蘭印・ベンガル湾方面海軍進攻作戦』〈朝雲新聞, 1969年〉, 675ページ)。

(注6) 日本潜水部隊はインドの西海岸沖に活動して、4月初の10日間に5隻、3万2404トンの商船を撃沈した (防衛庁防衛研修所戦史室, 675ページ)。

(注7) 日本の潜水艦はベンガル湾進攻作戦以後第2次大戦中に約50万トン、ドイツの潜水艦は約100万トンの連合国商船をインド洋で撃沈した (防衛庁防衛研修所戦史室未公開資料による)。

(注8) インドの公開戦史は日本軍侵入の脅威について、「日本はアラカンと上ビルマでインド国境に到

達し、成功のはなばなしいことから陸海からインドへの侵攻を続けるものと思われた」とし、日本の侵攻コースを予想してそれに備えていたことを明らかにしている (S. N. Prasad, K. D. Bhargava and P. N. Khera, *Reconquering of Burma*, Vol. 1 (Delhi, 1958), pp. xxi, 11~12)。

(注9) C. N. Vakil, pp. 7, 9.

(注10) 1942年には一時に100万人以上の労働者が飛行場の建設に動員され、1943年2月までに建設中の220の飛行場のうち100の全天候飛行場が完成し、60が乾期には使用できるようになった (S. Woodburn Kirby, *The War against Japan*, Vol. 2 (London, 1958), p. 301)。

(注11) P. C. Sinha and P. N. Khera, p. 326.

(注12) 民事行政部門の軍事支出

(単位: 1000ルピー)

年 変	戦争関係の支出	民 事 調 防 (Civil Defence)	合 計
1939/40	0.15	...	0.15
1940/41	1.18	...	1.18
1941/42	4.63	...	4.63
1942/43	24.08	6.15	30.23
1943/44	25.46	5.19	30.65
1944/45	27.20	3.76	30.96
1945/46	19.36	1.52	20.88
1946/47	...	0.26	0.26
	102.06	16.88	118.94

(出所) N. C. Sinha and P. N. Khera, p. 347.

(注13) インドの中央政府と州政府の財政支出総額は1958/59年の5.019億ルピーから1938/39年の20.747億ルピーへ、すなわち80年間に4倍にしか膨脹しなかった(数字はG. B. Jathar and Beri, *Indian Economics*, Vol. 2, Sixth edition (London, 1941), p. 534による)。

### III 軍事費の調達

インドの軍事費は、IIで述べたように、1942/43年から激増し、インド財政をかつてない速さで膨脹させた。インドの総財政支出、すなわちインド自体の財政支出に連合国のために支出した軍事費を加えたものは1939/40年から1945/46年の間に399.58億ルピーに達した。第2次大戦期のインドの財政支出総額399.58億ルピーのうち実に348.345億ルピー、すなわち87.17%が軍事費であった。

インドの軍事費は、第2次大戦前においてもその国力に比べて過大であると批判されていたが、第2次大戦中の軍事費は最高時には戦前の10倍にも膨張し、軍事費の調達のために増税、借入れの増大が図られ、さらに不足分が通貨の増発によってまかなわれたためインフレを引き起こし、国民に大きな犠牲を強いることになった。インドは自国の軍事費だけでなく、ほぼ自国の軍事費に匹敵する連合国の軍事費を負担させられ、インドの軍事費調達の困難は倍加した。というのは、連合国の軍事費はスターリングでインド政府に一応支払われたもののそれはイングランド銀行に凍結され、すぐに輸入に使用できず、そのかぎりにおいて全く無償で連合国のための軍事費を負担させられた。換言すれば、インドが支出した軍事費の負担がFinancial Settlementによってどちらに帰することになるが、インド国内における軍事費調達の困難はすべてインドにふりかかってきた。インドにおいても軍事費調達の努力は他の交戦国と同じように増税、税外収入(non-tax revenue)の増収、一般借入れの増大に向けられた。そして、新税の導入、税率の引上げ、鉄道・郵便・電信等の料金の引上げが相ついで実施され、また一般からの借入れも大幅にふやされ、非インフレ的手段による歳入の増加が図られた。しかしながら、急増する軍事支出は歳入の増加をしのぎ、赤字財政、すなわち通貨の増発による財政資金の調達への依存が大きくなった。

第2次世界大戦期の財政収支は第5表の通りである。1939/40年から1945/46年の総財政支出は399.58億ルピーで、このうち146.197億ルピー(37%)は税収と税外収入によって、145.599億ルピー(36%)は非インフレ的な一般借入れによってまかなわれている。残りの107.784億ルピー

第6表 中央政府の歳入構成の変化

(単位：1000万ルピー)

	1938/39	1945/46
1. 関 税	40.51	73.61
2. 中 央 消 費 税	8.66	46.36
3. 法 人 税 (超過利得税)	2.04	75.73 (68.33)
4. 法 人 税 を 除 く 所 得 税 (超過利得税)	15.24	102.30 (11.18)
5. 通貨・鑄貨 (準備銀行益金)	0.58 (0.20)	16.75 (14.69)
6. 鉄 道 納 付 金	1.37	32.00
7. 郵 便 ・ 電 信 税	0.19	11.31
8. 税 収 合 計	76.35	311.36

(出所) Reserve Bank of India, *Report on Currency and Finance 1946-47*, p. 69.

(注) 法人税を除く所得税には州の取得分を含む。

(27%)は通貨の増発によって埋められた。しかしながら、インド政府自体の財政支出は戦争の全期間を通じて税収と借入れによって充足され、インド自体の財政収支に関するかぎり財政赤字は生じなかった。しかし、それは形式論理にすぎず、軍事費調達のみからみるならば意味のないことであつた。なぜなら、インド政府は連合国の軍事費を含めた総軍事費の調達責任を負わされており、総軍事支出を非インフレ的手段によって調達しないかぎり、その責務を果たせなかつたのである。インド政府は次に述べるように、非インフレ的手段による軍事費の調達に努力したが、総軍事支出をカバーしきれず、赤字財政によるインフレ圧力をたえず作りだした。

### 1. 税収の増加と租税体系の変化

第2次大戦前においては、税収がインド財政の歳入の大宗をなし、1930年代においては大戦が勃発するまで各年度とも税収の歳入総額に占める割合は9割前後となつていた。本国費 (home charges) 支払いの必要上、ルピー平価の安定と輸出増進は至上命令とされてきたため、伝統的に財政収支の均衡に大きな努力が払われ、インド経済が世界恐慌の打撃を受けた1930年代においてすら意識的な

赤字財政政策はとられず、歳出の削減が不況を激化させ、鉄道・郵便・電信等の税外収入を縮減させ、税収の相対的ウェイトを高めることになつた。その結果、不況期においても税収の支出カバー率がきわめて高くなつた。

インドの均衡財政政策は、インド経済自体の発展によつてもたらされた内発的要因でなく戦争という経済外的要因によつて崩壊させられ、それとともに税収の支出カバー率も大幅に低下した。もちろん、インド政府は増大する軍事費を調達し、インフレの昂進を阻止する必要から種々の税収増加措置を講じ、税収はかつてない速さで増加した。1945/46年の税収総額は1939/40年の4倍強に増大したものの軍事支出はそれよりも急速にふえ、財政支出総額は同じ期間に約6倍にふえた。したがつて、税収による歳出カバー率はしだいに低下していったが、第2次大戦期全体を通じて税収は最大かつ最重要財源であつた。

第2次大戦勃発後、増大する軍事費を調達するため、直接税、間接税を問わず税率の引上げ、新税の導入が図られた。それらの増税措置を1940/41年から1944/45年まで年度別に示すと次の通りである。

#### 1940/41年度

(1)「標準利益」<sup>(註1)</sup>を上回る超過利益に対して50%の率で課税する超過利得税 (Excess Profits Tax) の新設

(2)砂糖消費税の112ポンド当たり2ルピーから3ルピーへの引上げ

(3)揮撥油税の1ガロン当たり10アンナから12アンナへの引上げ

(4)所得税と所得付加税に対する25%の加重税の新設

#### 1941/42年度

- (1) 超過利得税税率の66<sup>2</sup>/<sub>3</sub>%への引上げ
  - (2) 所得税と所得付加税に対する中央加重税の25%から33<sup>1</sup>/<sub>3</sub>%への引上げ
  - (3) マッチ消費税の倍加
  - (4) 人絹と人絹糸の特別輸入関税のポンド当たり3アンナから5アンナへの引上げ
  - (5) タイヤ・チューブに対する従価10%の消費税の新設
- 1942/43年度
- (1) 所得税の基礎控除額の2000ルピーから1500ルピーへの引下げ
  - (2) 2000ルピー以上の所得に対する加重税の累進化
  - (3) 法人税の<sup>1</sup>/<sub>6</sub>%から<sup>3</sup>/<sub>32</sub>%への引上げ
  - (4) 鉄鋼, 原綿, 石油を除く全輸入品に対する臨時加重税率の関税収入の20%への引上げ
  - (5) 揮撥油消費税の3アンナへの引上げ
  - (6) 炉油, 銀消費税を輸入関税と同じくする
- 1943/44年度

- (1) 一部所得階層に対する所得税付加税と中央加重税の税率引上げ
  - (2) 法人税の税率の<sup>3</sup>/<sub>8</sub>%から<sup>1</sup>/<sub>8</sub>%への引上げ。
  - (3) タバコ消費税の新設
  - (4) 112ポンド当たり5ルピーの植物油(硬化油)消費税を新設
- 1944/45年度
- (1) 一部所得階級に対する所得税付加税と中央加重税の税率引上げ
  - (2) 法人税率の<sup>1</sup>/<sub>8</sub>%から<sup>3</sup>/<sub>12</sub>%への引上げ
  - (3) タバコとアルコール飲料の基本関税に対する臨時加重税の20%から50%への引上げ
  - (4) タバコ消費税の税率引上げ
  - (5) ベテルナット, 茶, コーヒーに対するポンド当たり2アンナの消費税の新設
- インド政府が採った多面的な増税措置は, 国際的経済情勢の変動によって相乗作用あるいは減殺作用を受けたが, 全体としてみるならば税収の大幅な増大をもたらした。第2次大戦中の税収の

第7表 中央政府の税収構成 (単位: 1000万ルピー)

	1939/40	1940/41	1941/42	1942/43	1943/44	1944/45	1945/46	合計
中央消費税	45.88	37.30	37.89	25.12	26.57	39.77	73.61	286.14
法人税	6.52	9.49	13.15	12.79	24.94	38.14	46.36	151.39
法人税を除く所得税*	2.38	4.14	11.66	31.40	51.28	83.65	84.06	268.57
塩	14.20	17.63	25.01	43.46	58.37	81.09	65.74	305.50
アヘン税	10.86	7.67	9.20	10.91	8.34	9.29	10.20	66.47
州消費	0.47	0.48	0.65	0.75	0.80	1.04	0.99	5.18
州消費	0.16	0.18	0.19	0.20	0.33	0.31	0.28	1.65
州消費	0.26	0.27	0.32	0.38	0.48	0.70	0.89	3.30
郵	0.36	0.39	0.41	0.52	0.71	0.79	0.84	4.02
森	0.16	0.23	0.19	0.07	0.07	0.08	0.11	0.91
登録	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.11
自動車	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.07	0.06	0.37
その他	0.01	0.02	0.02	0.04	0.06	0.07	0.08	0.30
税収合計	81.30	77.85	98.76	125.71	172.03	255.02	283.24	1093.91
歳入合計	94.57	107.65	134.56	177.09	249.96	335.70	361.18	1460.71

(出所) N. C. Sinha and P. N. Khera, *Indian War Economy*, p. 358, 元出所は *Combined Finance and Revenue Accounts*.

(注) \* 州の取得分を除く。

第 8 表 所 得 税

(単位: 1000万ルピー)

年 度	法人税	法人税を除く所得税			所得稅 合 計	所得稅 合 計	税収合計	歳入総計	税収総額 に占める 所得稅の 割合
		中央取得分	州取得分	合 計					
1938/39	2.04	13.74	1.50	15.24	17.28	75.40	84.47	22.9	
1939/40	2.38	14.20	2.79	16.99	19.37	83.46	94.57	23.2	
1940/41	4.14	17.63	4.16	21.79	25.93	81.30	107.65	31.9	
1941/42	11.66	25.01	7.39	32.40	44.06	105.31	134.56	41.8	
1942/43	31.40	43.46	10.90	54.36	85.76	135.79	177.09	63.2	
1943/44	51.28	58.37	19.50	77.87	129.15	190.65	249.96	67.7	
1944/45	83.65	81.09	26.56	107.65	191.30	280.46	335.70	68.2	
1945/46	84.06	65.74	28.75	94.49	178.55	310.89	361.18	57.4	
1939/40~1945/46合計	268.57	305.50	100.05	405.55	674.12	1187.86	1460.71	56.8	

(出所) N. C. Sinha and P. N. Khera, *Indian War Economy*, p. 356.

(注) 法人税収入は会社に対する付加税、加重税(1940/41年以降)、超過利得税で構成されている。法人税を除く所得税は、所得税、付加税、加重税(1940/41年以降)、超過利得税で構成されている。所得税には州の取得分が含まれている。

大部分は所得税、関税、消費税の3大財源によって生みだされた。これらの租税のうち所得税、消費税は軍事インフレの下で躍増したのに対し、関税は戦争による輸出入の激減のため戦前よりも減収になった年度が5回も出た。その結果、1938/39年に税収の約5割をあげていた関税の地位は低下し、一時的現象ではあったが間接税中心の租税体系が崩れ、直接税中心の租税体系が出現した。

第2次大戦中の直接税収入の増徴は所得税と法人税<sup>(注2)</sup>の加重税(surcharge)の税率引き上げと超過利得税の新設によって行なわれた。所得税と付加税の基本税率は大戦中一度も変更されず、加重税の税率のみ引き上げられた。所得税の控除額は1942/43年と1943/44年の2年間だけ1500ルピーに引き下げられた以外は大战中を通じて2000ルピーであった。法人税加重税の税率は1938/39年には法人税収入1ルピーにつき1アンナすなわち $\frac{1}{16}$ %であったのが、1944/45年までに1ルピーにつき3アンナすなわち $\frac{3}{16}$ %まで引き上げられた。しかしながら税収への寄与の面においては、法人税収入に関するかぎり超過利得税が圧倒的に大きかった<sup>(注3)</sup>。1939/40年から1945/46年までの法人税収総

額26.857億ルピーのうち20.724億ルピー、すなわち約77%が超過利得税によってあげられた。一方、同じ期間の所得税収入総額(法人を除く)40.555億ルピーのうち超過利得税は5.74億ルピーしかあげておらず、法人税の場合に比べると寄与率は小さい。したがって、所得税の場合は主として加重税率の引き上げと所得税納税者の増加によって税収の増加がもたらされたと言えよう<sup>(注4)</sup>。両者の税収への寄与率は正確につかめないが所得税の納税者(法人を含む)は軍需景気とインフレによる名目所得の増加の結果、1938/39年の28万5940人から1945/46年には42万8485人に増加している。

所得税は第2次大戦前には関税に次ぐ財源であったが、所得税収入は1938/39年に法人税収と合わせても1.728億ルピーで関税収入の半分にも満たなかった。しかし、所得税は第2次大戦中に上述したような増税措置がとられた結果、1944/45年には単一の租税としては最高の10.7億ルピーの収入をあげ、法人税収入も8.36億ルピーにのぼった。第2次大戦期を通じて所得税は40.555億ルピーの収入をあげて2位の関税収入28.614億ルピー、法人税収入の26.857億ルピーを大きく引き離れた。

法人税は収入の点では所得税に引き離されているが、伸び率は最も大きく、1945/46年の収入は1938/39年の40倍以上に躍増し、第2次大戦中の所得税収入総額はほぼ関税収入に匹敵するまでに増大した。

所得税、法人税などの直接税収入が目ざましい増加を示したのに対し、間接税収入は、その大宗をなす関税収入が戦争による通商破壊のため減収となり、中央消費税収入が大幅な増収となったにもかかわらず、戦前の水準を下回る年度もあり、停滞的であった。関税収入は最大の貿易相手国であるイギリスの対印輸出能力の低下、枢軸国、枢軸国の占領地域との貿易停止、船舶の不足、ドイツ、日本の潜水艦による商船の撃沈などによる貿易量の縮小<sup>(注5)</sup>のため減収となった。政府は税収の低下をカバーするため、原綿、砂糖、人絹、人絹糸などの輸入税率を引き上げ、さらに1942/43年には全輸入品に20%の特別加重税を課したが、日本の参戦後は貿易量が激減し、関税収入の減収を阻止できなかった。関税収入はドイツの降服後、輸入条件の緩和、英、米からの輸入の回復があり、1945/46年には史上最高を記録した。しかし、第2次大戦期の7年間の年間平均収入は4.087億ルピーで戦前の水準を下回った。一方、中央消費税収入は、精製糖、揮撥油、マッチなどの既課税品目の税率引上げ、タバコ、植物油(硬化油)、タイヤ・チューブ、ベテルナット、茶などへの新規課税、国産品による輸入代替の進展によって急速に増加した。中央消費税の収入の増加は関税収入の減収を補ってなお余りがあった。このように中央消費税は、大戦中に財源としての重要性を高め、戦後も法人税、所得税のように急減することなく、独立後の工業化の過程で関税を抜いて最重要財源となった。

第2次大戦中の税収構成の変化はかなり著しかったが、インド自体の産業構造の変化に基づくものでなく、戦争という一時的な現象によるものであった。もちろん、第2次大戦中にいくつかの新規産業がつくられたが農業中心の経済構造は少しも変化せず、短い戦争ブームが終わると法人税、所得税の収入は低下した。一方、関税収入は貿易の拡大とともに伸長し、関税は最重要財源としての地位を回復し、中央消費税の収入増加とあいまって再び間接税中心の租税体系が確立された。

## 2. 税外収入

鉄道、郵便・電信、通貨・铸貨などの税外収入(non-tax revenue)も戦時中、歳入に相当大きく寄与した。第2次大戦中の税外収入総額は37.292億ルピーで歳入総額(税収と税外収入の合計)146.071億ルピーの25.5%を占めている。税外収入は1938/39年の1.05億ルピーから1945/46年の7.905億ルピーに増加している。税外収入の増加は戦時経済下で収入がふえた鉄道、郵便・電信、通貨・铸貨に負うところが大きく、これら三つで1945/46年の税外収入の75.9%を占めていた。

税外収入の増加に最も大きく寄与したのは鉄道であった。鉄道は第2次大戦中に1931/32年来累積していた未納金3.541億ルピーを完納しただけでなく15.843億ルピーの納付金を経常勘定歳入に繰り入れた<sup>(注6)</sup>。

鉄道収益の経常勘定歳入への繰入れについては1924年の定款(the Convention of 1924)によって、(1)前々会計年度末に商業路線で使用している資本(会社および藩王国から寄付された資本を除く)の1%とそれを差し引いたあとの剰余益金の20%を経常勘定歳入に納付すること、(2)使用資本の利子と戦略路線で生じる損失は経常勘定の負担とし納付金からその分を差し引くこと、(3)経常勘定への

納付後の剰余益金が3000万ルピーを超過するときには超過分の3分の1を経常勘定に繰り入れることが規定されていた。鉄道は1924/25年から1928/29年までは納付金を納めるだけの利益をあげたが、世界恐慌の影響で1929/30年には準備金を取り崩さずには1%の納付金を納められなくなった<sup>(注7)</sup>。1930/31年から1935/36年までは赤字が続き準備金はくいつぶされ、減価償却引当金から3.005億ルピーが取り崩され、鉄道財政は重大な危機に陥った。1936/37年には1200万ルピーの黒字が出たが、減価償却引当金の補填をしないでは経常勘定への繰入れができなかったため、1937年に1938/39年までの未納付金と借入金の3カ年間の支払い停止措置がとられた。その結果、鉄道剰余金の経常勘定への繰入れは自由になったが、1939/40年にはまだ1%の納付金を支払うだけの剰余金を出せなかった。

第2次大戦が始まると軍事輸送の増大とともに鉄道剰余金も増加し、1941/42年から納付金の経常勘定への1年繰上げ納付（本来なら1940/41年の剰余金は1942/43年の経常勘定歳入に繰り入れられる）が実施され、規定外の納付金も納められた。さらに1941/42年には過去の累積未納金を納めるだけの収益をあげた。1943年には剰余金の4分の3を経常勘定歳入に繰り入れることを目ざして定款の変更が行なわれ、その後、経常勘定への繰入れはさらに増大した。

鉄道運賃は第2次大戦中に貨物、乗客ともに1940年3月に一度引き上げられただけで値上げ率も比較的小さく<sup>(注8)</sup>、鉄道剰余金は主として輸送量の増加、とくに軍事輸送のかつてない増加によるものであった。たとえば、1942/43年には毎月400本の軍用列車が運転され、1500万トンの軍事輸送が行なわれている。一方、客車は機関車、貨車

の不足と軍事輸送優先のため1941/42年には37%削減された。インドには機関車を作る部品が不足し機関車の生産台数が減少したうえに、機関車、車輻、レール人員の一部が戦争初期に中近東に送られ<sup>(注9)</sup>、輸送力の増強は主として既存設備の酷使によって図られた。鉄道施設の酷使によって生み出された剰余金は一般会計に組み入れられたため、戦後の鉄道復興に必要な資金は十分に留保されなかった。換言すれば、鉄道の剰余金繰入れ分だけ経常勘定の赤字は減らされたけれども、それは鉄道財政の将来を犠牲にしてなされたものであった<sup>(注10)</sup>。

郵便・電信は第2次大戦中に4.066億ルピーを経常勘定歳入に繰り入れた。郵便・電信剰余金の増大も鉄道と同じように、郵送料、電話料、電報料の引上げと郵便・電信に対する需要の増大によるものであった<sup>(注11)</sup>。これらの料金は大戦中に2、3回引き上げられたが、郵便・電信は鉄道に比べれば事業規模が小さく剰余金も鉄道に比べて少なかった。

通貨・鑄貨 (currency and mint) 収入も第2次大戦中は大幅な増収となり、郵便・電信収入にほぼ等しい4.083億ルピーの収入をあげた。通貨・鑄貨収入4.083億ルピーのうち3.819億ルピーは準備銀行の利益納付金であり、その準備銀行の利益は収益を生むスターリング資産の蓄積の増大から生じたものであった<sup>(注12)</sup>。したがって、通貨・鑄貨収入も他の税外収入と同じように戦争が直接的な増収要因であった。

### 3. 借入れ

第2次大戦においてはどの参戦国も借入れによって多くの軍事費を調達した。インドにおいても、借入れは軍事費を調達するうえで重要な役割を演じたが、経済の公債消化能力が低く、歳入不足の

大きな部分が通貨の増発によってまかなわれた。インド政府のルピー債務はスターリング債の転換分を含めて1939年3月末の70.995億ルピーから1946年3月末の191.488億ルピーへと、2.7倍に増加したが、税収、税外収入に比べて第2次大戦中の増加率は小さく主戦国に比べて借入れの歳入への寄与率は低かった。

第2次大戦中、公債による財政資金の調達相対的に小さかったのはインドの公債市場の未発達とロンドンでの外債発行が中止されたことによるものであった。インド政府は赤字財政の補填あるいは建設目的のための借入れを伝統的にロンドン市場に依存しており、20世紀にはいと国内での国債発行が多くなったものの、国内での国債発行量は小さく、公債市場は未発達であった。国債に投資する機関投資家は指定銀行、州協同組合銀行、保険会社程度しかなく、一般大衆の貯蓄資金を国債投資に動員できず、国債の消化能力は低かった。実際、国内市場借入れ残高が示すように、国内市場借入れ残高の増加はきわめて緩慢で1921/22年に40億ルピー台に乗せてからは、1932/33年を除いて1938/39年までずっと40億ルピー台にとどまっている。一方、対外借入れ残高は1863/64年以来一貫して増加しており、1918/19年には2億ポンド台に、1924/25年には3億ポンド台に乗せ、1930/31年には3.88億ポンドを記録した。その後対外債務残高は横ばい状態になり、1938/39年には約3.5億ポンドであった。

第2次大戦が始まるとイギリスはインド政府のイギリスでの起債を禁止しただけでなく、むしろ対印投資を回収して軍事支出に充当したので、インド政府は借入れ先を国内市場に限定された。政府は増大する軍事費をまかなう必要から1940年6月から州政府、藩王国の協力のもとに大々的なイ

ンド国防貯蓄運動 (Indian Defence Savings Movement) を開始し、数種の国債を発行した。インド国防貯蓄運動は1943年から国民貯蓄制度 (National Savings Scheme) に切り替えられ、1943年3月から強制貯蓄制度も導入された。また中低所得階層を対象とした少額貯蓄運動を推進するNational Savings Commissionerも中央に置かれた。とくに日本の参戦後は増大する軍事費の調達とインフレの抑制のため借入れ政策が拡大・強化され、終戦まで続けられた。

第2次大戦中に発行された公債 (少額貯蓄を含む) とそれぞれの公債の資金調達量は第9表のとおりである。これらの公債には償還したスターリング債の見返り債 (counterparts to the repatriated sterling debt) の転換と既発行債の借替えによるものが一部含まれており、必ずしも公債発行高だけ財政収入は増大したわけではない。とはいえ、第2次大戦中の公債消化量は戦前の実績と比べると格段に多く、しかも公債利率を3%以内に抑えながら償還期間を長期化させており<sup>(注13)</sup>、借入れ政策は成功したと評価されている<sup>(注14)</sup>。税収と税外収入によってカバーされなかった財政支出を借入れによってすべてカバーできなかったにしても、3%以下の低利で多量の公債が消化できたことの財政的意義は決して小さくない。低金利での多量の公債消化を可能にしたのは、軍事支出の激増であった。企業は軍需品の受注によって大きな利益をあげながら<sup>(注15)</sup>、機械・設備の入手難、資本発行統制法による企業の新設・増資制限のため、工場の新設・拡張は抑制され遊休資金をもつようになり、企業や金融機関は遊休化した資金を公債に投資した。第2次大戦中に中央および州政府公務員退職基金 (Provident Fund)、地方自治体、大学、教育機関の従業員退職基金による国防貯蓄証書 (Defence

第9表 政府債の純応募額

(単位: 1000万ルピー)

	1940/41	1941/42	1942/43	1943/44	1944/45	1945/46	合計
1. 3%6年満期国防債							
(a) 第1回	0.71	—	—	—	—	—	} 65.14
(b) 第2回	44.43	—	—	20.00	—	—	
2. 3%第2回国防債(1949~52)	3.75	52.19	—	—	—	—	55.94
3. 3年満期無利子債	2.34	0.34	0.33	0.01	-0.08	-0.66	2.28
4. 3%第3回国防債(1951~54)	—	—	40.29	14.51	—	—	54.80
5. ルピー見返債(純投資)	61.27	21.83	48.14	78.05	14.97	5.72	218.54
6. 3%債(1963~65)	—	—	15.00	15.21	—	25.00	55.21
7. 3%借替債(1966~68)	—	—	—	75.12	35.00	—	110.12
8. 3%第4回国防債(1953~55)	—	—	—	110.85	3.75	—	114.60
9. 5年満期無利子債	—	—	—	1.81	1.95	1.54	5.30
10. 3%戦勝債(1957)	—	—	—	—	111.42	—	111.42
11. 3%第2回戦勝債(1959~61)	—	—	—	—	5.25	108.03	113.28
12. 2¼%債(1948~52)	—	—	—	—	50.00	25.00	75.00
13. 2½%債(1950)	—	—	—	—	—	35.09	35.09
14. 第1回開発債(1970~75)	—	—	—	—	—	115.06	115.06
15. 2¼%債(1960)	—	—	—	—	—	25.63	25.63
16. 郵便貯蓄現金証書	-10.04	-7.97	-4.44	0.07	1.17	2.95	-18.26
17. 郵便貯蓄金	-18.81	-7.44	0.14	11.96	16.04	34.82	36.71
18. 郵便国防貯金	—	0.11	0.30	3.62	4.51	1.97	10.51
19. 国民貯蓄証書	—	—	—	8.65	19.54	23.11	51.30
20. 国防貯蓄証書	2.30	2.06	1.20	1.41	0.55	0.50	5.92
合計	85.95	61.12	100.96	341.27	262.97	391.32	1243.59

(出所) P. C. Sinha and P. N. Khera, *Indian War Economy*, p.377, 元資料は Combined Finance and Revenue Accounts, *Report on Currency and Finance*.

(注) 若干の国債については準備銀行の応募とインド政府の現金残高投資勘定 (Cash Balance Investment Account) の引受けが含まれている。

第10表 インド政府の債務残高の推移

(単位: 1000万ルピー)

3月末日	ルピー債				スターリング債			合計
	長期債務	短期債務	その他債務 <sup>(a)</sup>	合計	長期債務 <sup>(b)</sup>	短期債務 <sup>(c)</sup>	合計	
1939年	438.53	46.30	225.13	709.95	464.95	4.18	469.13	1,179.08
1940	450.81	54.71	222.24	727.75	439.10	4.11	443.22	1,170.97
1941	577.36	84.90	198.91	861.17	341.11	3.82	344.93	1,206.10
1942	614.88	136.98	189.14	941.00	206.93	3.78	210.70	1,151.70
1943	752.01	264.70	189.50	1,206.20	87.88	3.71	91.60	1,297.80
1944	1,011.68	110.61	220.41	1,342.70	68.26	3.66	71.93	1,414.63
1945	1,219.09	86.71	265.62	1,571.42	63.98	3.60	67.58	1,639.00
1946	1,498.93	83.33	332.61	1,914.88	60.08	3.53	63.61	1,978.49

(出所) Reserve Bank of India, *Monetary and Banking Statistics of India*, p.881 より作成。

(注) (a) 各種基金の政府への預託、郵便貯金、現金証書、州退職基金、簡易保険、終身年金基金などの各種の利子付き債務等。

(b) インド国債、イギリス政府国防債にかかわる債務、鉄道債、鉄道年賦金等。

(c) ICS 家族年金基金、インド軍人未亡人・遺児基金、インド軍人家族年金基金など。

Savings Certificate)の購入が認められ、大衆資金の国債投資も促進された。しかし、大衆資金の動員は直接的にはもとより間接的方法でも少なく、国債の消化は資金量の豊富な民間企業や金融機関に大きく依存せざるをえなかった。

郵便貯蓄は最初の3年間は引出しが多く、貯金保有高の減少が続いた。政府は1941年に郵便貯金保有量の減少防止策として民間会社の退職金のPost Office Saving Bankへの預金を認めたが効果なく、1943年にはTwelve-Year National Savings Certificateと郵便貯金(Post Office Saving Bank Deposit)の利子を引き上げ、National Saving Commissionerを中央に置いて少額貯蓄運動を推進した。郵便貯蓄増強運動の結果、1943年以降貯金保有量は増加に転じたが、中央政府の債務総額に占める少額貯蓄の比率は1939年3月末の19.8%から1946年3月末には11.6%に低下した。C. N. Vakilは1943年までの郵便貯金残高の減少は物価上昇が大衆の生活を圧迫したことと国民の政府に対する信頼の欠如によるものであることを指摘している<sup>(註16)</sup>。C. N. Vakilが指摘した第2の点はともかく、最初の点は第2次大戦期を通じて少額貯蓄の動員が国債の消化に比べて不振であったことから言える。最後に第2次大戦がインドの債務状態にどのような変化を引き起こしたかについて簡単にふれておこう。まず第1に、戦前に比べて公債の絶対量が増大したことは言うまでもないが、インドの伝統的な公債分類では戦前の公債の約80%が生産的公債、すなわち鉄道、電信などの収益を生む資産に投資されたものであったが、戦争によって非生産的な公債が多量に作り出された。第2に、政府がスターリング債務を返済する政策をとった結果、次章で考察するように、スターリング債務が事実上完全に償還されたことであ

る。ただ、償還されたスターリング債は一部しか償却されず見返りのルピー債が発行されたので、形式的にはスターリング債のルピー債への転換となった。しかし、たとえスターリング債の償還が消却でなく、ルピー債への転換にすぎなかったにせよ、スターリング債償還の歴史的意義は少しもそこなわれるものではなかった。

(注1) 1936年3月31日以前から存在する会社の標準利益は1936/37年度から1939/40年度までの各年度の平均と決められたが、業種によって標準利益算定年度が異なった。1936年3月31日以降にできた会社は会社の使用総資本を基準にして決められ、普通の株式会社の場合は8%、その他は10%であった。

(注2) インドにおける所得税と法人税の特殊な関税について簡単にふれておく。インドでは1936/37年まで株式会社、登録会社(以後法人という)の所得に対する課税と個人、未登録会社、ヒンドゥー大家族の所得に対する課税とは同じ扱いを受け、すべて所得税の項目に含まれていた。1937/38年から法人所得に対する付加税(super-tax)のみ法人税として分離されたものの法人所得本税は依然として所得税の中に入れられ分離されなかった。1939年の所得税法改正で法人付加税の場合の5万ルピーの基礎控除と段階税率(graduated rate)は廃止され、法人所得付加税は法人税としての性格を強めたが、法人所得に対する課税額の完全な分離は1960/61年まで実施されず、それまで法人所得に対する課税額の一部は所得税の中に入れており、法人税は本来の意味での法人税とは実質において違ったものであった。

(注3) 法人税収入の構成

(単位: 1000万ルピー)

年 度	法人税本税	法人税加重税	法人超過 利 得 税	合 計
1939/40	2.38	—	—	2.38
1940/41	2.49	0.57	1.08	4.14
1941/42	3.57	1.06	7.02	11.65
1942/43	7.58	0.32	23.50	31.40
1943/44	11.18	0.05	40.05	51.28
1944/45	15.26	1.49	67.44	84.19
1945/46	5.77	1.63	68.33	75.46

(出所) H. Pershad, *Indian Taxation during and after World War II* (Bombay, 1964), p. 57, 元出所は *Government of India Budget for 1941-42 to 1947-48*.

(注4) 所得税収入の構成

(単位：1000万ルピー)

年 度	所得税	所得税付加税	所得税と付加税 に対する加重税	合 計
1939/40	10.83	4.35	—	10.83
1940/41	11.48	5.00	2.13	13.61
1941/42	22.27	3.95	6.55	28.82
1942/43	31.26	5.01	15.89	47.15
1943/44	38.18	6.33	23.93	62.11
1944/45	47.38	7.55	33.39	80.77
1945/46	45.26	8.59	35.92	81.18

(出所) H. Pershad, p. 48, Table 7,8 より作成。  
元出所は *Taxation Enquiry Commission Report, 1953-54, Vol II, p. 148, Statistical Abstract of Government of India, 1946-47.*

(注5) 第2次大戦中の外国貿易

年 度	輸 入		輸 出	
	金 額 (1000万 ルピー)	量 (1927/28 =100)	金 額 (1000万 ルピー)	量 (1927/28 =100)
1939/40	168.97	91	215.95	106
1940/41	161.29	72	200.44	89
1941/42	174.75	66	254.45	95
1942/43	116.71	33	195.18	63
1943/44	132.73	35	211.09	54
1944/45	231.94	63	228.98	54
1945/46	292.34	70	266.43	63

(出所) Fiscal Commission 1949-50, *Basic Statistics* (Delhi, 1950), pp. 35,44 より作成。

(注) 輸出に再輸出は含まれていない。

(注6) N. C. Sinha and P. N. Khera, p. 371.

(注7) 鉄道財政に関する数字は主として C. N. Vakil, pp. 33~34 によった。

(注8) 鉄道運賃は食糧を除く貨物運賃が12.5%、乗客運賃が6.25%、手荷物運賃が25%引き上げられた。

(注9) インドは戦争に巻き込まれていなかった戦争初期(1939/40年)にイギリス政府の要請で手持の機関車、車両の約10%にあたる2000台の機関車、1万台の車両と1576マイルのレール、多数の技術者を中東に送った(S. Woodburn Kirby, p. 188, C. N. Vakil, p. 31)。

(注10) C. N. Vakil, p. 35.

(注11) N. C. Sinha and P. N. Khera, p. 372.

(注12) N. C. Sinha and P. N. Khera, p. 373.

(注13) 第2次大戦中のインドの償還期別国債残高の推移は次のとおり。

(注14) N. C. Sinha and P. N. Khera, p. 374.

(注15) 政府の民間企業に対する軍需品発注高は1938/39年の1.14億ルピーから1941/42年20.01億ルピー、1942/43年26.13億ルピー、1943/44年16.83億ルピー、1944/45年14.57億ルピーに増大している(1943/44年以降の発注額の減少は工場への発注切換えが行なわれたことによるものとみられている)。政府の民間企業に対する軍需発注は契約時に発注額の90%が支払われるという有利な条件で行なわれ、インフレの昂進とあいまって企業の利益は各業種とも戦前に比べて大幅な増益となった。エコノミック・アドヴァイザーの発表する工業利益指数(1928年=100)は次表にみられるように1941年以降急速に上昇している。

年 度	工場 数	綿 業				製 茶 業			
		利 潤		指 数	利 潤		指 数		
		1000ル ピー	1000ル ピー		1000ル ピー	1000ル ピー			
1937	334	83,511	86,286	61.1	59	16,496	11,790	138.2	
1938	329	93,819	84,083	68.1	57	24,853	16,496	208.3	
1939	340	117,158	110,152	72.4	61	19,864	26,785	154.6	
1940	347	162,391	117,657	99.9	63	28,695	20,138	220.1	
1941	354	223,071	164,567	135.4	68	68,135	30,663	489.1	
1942	358	281,875	225,245	169.4	75	110,978	71,353	760.7	
1943	349	272,013	270,496	170.4	65	124,748	99,035	958.5	
1944	347	262,753	269,359	166.2	64	101,688	122,903	793.0	

年 度	工場 数	黄 麻 業				製 茶 業			
		利 潤		指 数	利 潤		指 数		
		1000ル ピー	1000ル ピー		1000ル ピー	1000ル ピー			
1937	56	9,457	21,962	11.1	130	11,615	7,587	108.4	
1938	59	-8,414	9,491	-9.8	127	7,879	11,558	73.9	
1939	60	11,596	-8,344	13.6	127	10,256	7,878	96.2	
1940	60	41,648	11,596	48.8	127	10,086	10,175	95.4	
1941	61	39,868	41,574	46.8	127	14,941	10,086	141.3	
1942	61	42,284	40,224	49.2	128	23,306	15,000	219.5	
1943	61	33,606	42,284	39.1	128	14,545	23,306	137.0	
1944	60	33,841	32,377	40.9	126	11,256	14,543	106.0	

(単位：1000万ルピー)

3月末	無期限	%	10年以上	%	5~10年	%	5年以下	%	大蔵省 証 券	%	小額貯蓄	%	その他 債 務	%	合 計	増(+)減(-)
1939年	128.46	18.1	113.80	16.0	124.71	17.6	70.89	9.9	46.30	6.5	141.46	19.8	84.34	11.8	709.95	+ 2.4
1940	139.93	19.2	147.24	20.2	113.75	15.6	49.35	6.8	54.71	7.5	135.35	18.6	87.48	12.1	727.75	+ 2.5
1941	148.52	17.3	122.98	17.2	150.31	17.5	95.07	11.0	68.90	8.0	108.80	12.6	106.59	12.4	861.17	+18.3
1942	164.18	17.4	261.77	27.8	68.75	7.3	117.16	12.5	136.98	14.6	95.55	10.2	96.61	10.3	941.00	+ 9.3
1943	245.50	20.3	238.68	19.8	91.75	7.6	172.80	14.3	264.70	21.9	92.77	7.7	99.98	8.3	1,206.20	+28.2
1944	283.89	21.2	454.43	33.8	85.38	6.4	182.86	13.6	110.61	8.2	118.47	8.8	107.05	8.0	1,342.70	+11.3
1945	294.03	18.1	396.17	25.2	282.44	18.0	249.50	15.9	86.71	5.5	159.18	10.1	113.39	7.2	1,571.42	+17.0
1946	284.04	14.8	660.03	34.5	222.76	11.6	321.59	16.8	83.33	4.4	221.52	11.6	120.81	6.3	1,914.88	+21.9

(出所) Reserve Bank of India, *Report on Currency and Finance 1946-47*, p. 153 より作成。

(注) その他債務には償還期が到来したが償還請求のない国債、州政府退職基金、年金基金などが含まれている。

年度	石炭業				鉄鋼業			
	工場	利潤	同一会社の 前年利潤	指数	工場	利潤	同一会社の 前年利潤	指数
	数	1000ル ピー	1000ルピー	1928 =100	数	1000ル ピー	1000ルピー	1928 =100
1937	56	6,071	5,288	71.8	3	31,206	26,394	211.6
1938	54	12,277	6,186	142.4	3	46,703	31,206	316.7
1939	55	11,900	12,177	139.1	4	42,804	46,853	289.3
1940	55	11,993	11,900	140.2	4	44,490	42,804	300.7
1941	55	9,829	11,993	114.9	4	57,310	44,490	387.3
1942	53	9,400	9,795	110.3	3	59,168	56,816	403.3
1943	53	11,393	9,605	133.7	4	47,017	59,527	318.5
1944	52	27,016	11,354	318.1	4	47,915	47,017	324.5

年度	製糖業				製紙業			
	工場	利潤	同一会社の 前年利潤	指数	工場	利潤	同一会社の 前年利潤	指数
	数	1000ル ピー	1000ルピー	1928 =100	数	1000ル ピー	1000ルピー	1928 =100
1937	26	5,006	10,114	122.3	4	3,660	3,151	182.8
1938	25	7,076	5,486	157.7	4	3,445	3,660	172.1
1939	26	3,101	7,121	179.4	4	3,039	3,445	151.8
1940	27	8,437	8,410	180.0	8	7,172	3,035	358.7
1941	28	11,978	8,719	247.3	8	8,641	7,172	432.2
1942	28	10,646	11,978	219.8	8	9,764	8,641	488.4
1943	28	14,708	10,646	303.7	8	11,928	9,764	596.6
1944	29	12,186	15,081	245.4	8	7,800	11,928	390.1

(出所) 三菱経済研究部『インド経済開発におけるボンド政策の意義』(機械工業振興協会, 1958年), 29~32ページより作成。元資料は *Review of the Trade of India 1944-45*。

(注16) C. N. Vakil, p. 57.

#### IV スターリング資産の増加と スターリング債務の返済

軍事費の急速な増大とそれの調達には国民経済の全分野に大きなインパクトを与えた。ここでは戦時財政が国民経済に与えた広範なインパクトをすべてカバーすることはできないので、スターリング債務の返済に限定して考察することにする。

インドは第2次大戦の開戦後わずか4、5年の間に東インド会社時代以来累積してきたスターリング債務のほとんど全額を返済した。スターリング債務の返済はインドの長い間の懸案であり、経済史上きわめて重要な意義をもつものであった。イギリスの対印投資の中核はインド政府、州政府、自治体の公債、鉄道への投資であり、東インド会社時代以来もっとも安定した収入をあげてきた。一方、インド側からみれば、公共事業資金調達のための公債だけでなく東インド会社の債務やイギリスが引き起こした戦争の費用調達によって膨張したスターリング債務の利払いはインドの国際収支

をたえず圧迫することになった。とくにルピーの対外相場が下落したときは、本国費の支払い(その大部分は公債、鉄道投資に対する利子)<sup>(注1)</sup>が為替差損による財政赤字を作り出し、さらにスターリング債務を増大させるという悪循環をひき起こしたため、インドではつとにスターリング債務を減少させる必要性が叫ばれていた。立法参事会の委員会は早くも1889年に海外借入れに政治的、財政的理由から反対を表明し、インド政府に対して、必要な資金が国内で調達でき、インドとイギリスの金利差があまり大きくないときにはロンドン市場で借りるべきでない<sup>(注2)</sup>と勧告している。しかしながら、この勧告が出されたあともインドはしばしば外貨不足に直面し、海外借入れから脱却できず、スターリング債務は一時的な減少はあったものの増加を続け、1930/31年には1888/89年の約4倍の3億8790万ポンドに達した。スターリング債務は1930/31年をピークに横ばい状態になったが、計画的な買入れ償却は1937/38年まで実施されなかった。

インド政府は1937/38年から無期限のスターリング債を市場から買って償却する一方、それに見合うルピー債を市場の消化能力に応じて発行することを決定し、準備銀行にロンドン市場で買う権限を与えた<sup>(注3)</sup>。しかし、その年は貿易収支の黒字が減少し、経常勘定収支が赤字に転落したため、外貨準備の取崩しによって総額304万ポンド(額面価値299万ポンド)のスターリング債が買い入れられたにすぎなかった。政府は翌1938/39年には950万ポンドに達する家族年金基金(Family Pension Funds)に関係する債務を完済したが、スターリングの買入れ償還は見送られた。けっきょく、第2次大戦開戦前に実施された市場買入れ償還は1937/38年の304万ポンドにとどまり、大規模な買入れは大

第 11 表 スターリングの取得と使用

(単位: 1000万ルピー)

	1939.9~ 1940.3	1940/41	1941/42	1942/43	1943/44	1944/45	1945/46	1939.9~ 1946.3
1. 取得 準備銀行が前年度末に保有したス ターリング資産	64	142	144	284	511	945	1,363	64
2. 準備銀行が買入れたスターリング 資産(純) (1)	86	76	99	127	145	142	138	813
3. イギリス政府のスターリング支払い	16	43	199	310	365	357	342	1,632
4. その他受取り (2)	—	4	2	3	9	12	15	45
処分可能なスターリング総額	166	265	444	724	1,030	1,456	1,858	2,554
5. 処分 償還のために利用したスターリン グ	22	89	110	160	16	14(3)	—	411
6. 政府の支払い	2	32	48	48	67	74	73	344
7. 一般への売却	—	—	2	5	2	5	61	75
8. 準備銀行の各年度末スターリング 保有高	142	144	284	511	945	1,363	1,724	1,724
9. 開戦来のスターリング純増	100	187	435	819	1,260	1,680	2,026	2,026

(出所) Reserve Bank of India, *Report on Currency and Finance 1945-46*, p. 41.

(注) (1) ドル残高, ドル証券, アメリカ財務省支払などの受取り期日の来たものと先物契約を示す。

(2) 受取り額を示す。

(3) M&amp; S. M., S. I., B. N. 鉄道の購入のために支払った1.353億ルピーを含む。

戦の開始によって外貨問題が解消するまで実施されなかった。

スターリング債の償還を阻害していた最大の要因は外貨不足であったので, 第2次大戦の開戦後貿易収支の黒字幅の拡大と立替え軍事費の増加によって外貨事情が好転すると買入れ償還は再開された。政府は1940年2月には6種のスターリング有期債(注4)のルピー債への転換計画(License Scheme)を発表し, 償還の範囲も広げた。1939/40年中に172万ポンドのスターリング債の償還と210万ポンドの鉄道年賦金の支払いが行なわれた。償還したスターリング債のうち9万ポンドは償却され, 1709万ポンドに対して総額2.279億ルピーのルピー債が発行された。

インドのスターリング保有高は, 1939年9月から1940年3月末までの間に2.2億ルピーのスターリング債を償還したあとなお7.8億ルピー増加し, 年度末の保有高は14.2億ルピーに達した。スター

リング保有高の増加によりスターリング債の償還はさらに拡大された。インド政府はスターリング債の償還を促進するため, イギリス政府の協力を得て, たいして成果をあげることはできなかったLicense Schemeを強制償還制(Compulsory Scheme)に代えた。強制償還制の導入によりスターリング債の償還作業は新しい段階にはいることになった。というのは, 市場からの買入れ償還はいつまでも秘密を保つことができずスターリング債の値上りをひき起こし, 償還コストを高め, また License Schemeに基づくスターリング債のルピー債への転換は, 事実上インド人のスターリング債保有者に限られていたため, インド政府のスターリング債償還政策はいきづまっていた。イギリス政府大蔵省は1941年2月7日, イギリス居住者にインド政府が発行した6種のスターリング債を同日現在の市場価格を基準にして決められた価格プラス実際の支払日までの利息で提出することを命じる

Vesting Order を出した。インド政府もインド国防法に基づいて英領インド居住者に対してイギリスの Vesting Order で指定したスターリング債の提出を命ずる通告を出した。支払いはイギリス居住者に対しては ボンドでインド居住者に対しては見返りのルピー債あるいは現金でなされた。

第1回の強制償還操作で1940/41年度末までにイギリスで5402万ポンド、インドで603万ポンド、合計6005万ポンドが償還され、有期限債の大部分が同年度中に償還された<sup>(注5)</sup>。一方、強制償還以外に市場買入れによって922万ポンド、Licence Scheme によって202万ポンドが1940/41年中に償還された。強制償還は実施と同時にルピー債償還操作の主力となり、強制償還による償還額は同年度中の償還総額7129万ポンドの84%を占めるに至った。強制償還は買入れ価格の点で批判をあげながらも<sup>(注6)</sup>スターリング債の償還を加速化したのでスターリングの流入の増大とあいまってさらに適用範囲が拡大された。

上述したように有期限債の大部分は1940/41年中に償還されたので、政府は続いて無期限債の強制償還を実施した。イギリス政府大蔵省は1941年12月23日に、インド政府はその翌日に三つの無期限債のうち2½% Stock 1926と3% Stock 1948 or after の二つの無期限債の提出を命じる Vesting Order を出した。この第2回 Vesting Order によって1941/42年中にイギリスで6986万ポンド、インドで399万ポンド、合計7385万ポンド(額面総額)が償還された。無期限債の償還に際しては有期限債の場合とちがって見返りのルピー債が発行されず、無期限債を保有するインド居住者にもすべて現金で支払われ、必要なルピー・ファイナンスは特別大蔵省証券(ad hoc Treasury Bill)の発行によって行なわれた。その理由の一つは日本の参戦で

国債市場が不振に陥っていたため、多量のルピー債の発行が国債市場を圧迫することを懸念したことによるもので<sup>(注7)</sup>、のちに鉄道年賦金を一括して支払ったときにも同じ理由から多量の特別大蔵省証券が発行された。

1941/42年度中には無期限債の強制償還のほか公開市場で1211万ポンドのスターリング債の買入れと第1回の強制償還に基づく1308万ポンドの償還が行なわれたので、償還総額は9904万ポンドに達した。翌年度には残っていた3½% Stock 1931 or after の償還(1941年12月に償還予告を出した)に鉄道債(Railway Debenture Stock)の強制償還が加えられさらに鉄道年賦金の一括前払い協定がイギリスと結ばれたため、償還総額は償還をはじめて以来の最高の1.19億ポンドに達した。3½% Stock の償還は1年前から予告されており、1943年3月までに5621万ポンドを償還した。3½% Stock の償還実施でインドのスターリング債に関するかぎり Vesting Orders の適用範囲外にあるもの、所有者が与えられた選択権を行使して提出しないもの、要求のないため償還できないもの1179万ポンドを除いてスターリング債償還計画は事実上終わった<sup>(注8)</sup>。インド政府は有期限、無期限のスターリング債の償還を完了すると増大するスターリング資産を利用して鉄道年賦金の一括返済と鉄道債の償還を行なった。鉄道年賦金については1942年9月末、イギリス政府とインド政府の間でインド政府が3005万4250ポンドの即時一括資本支出を行なう代わりにイギリス政府は年賦金の返済が完了するまで年賦金受領者に毎年の支払いをするという協定が結ばれた<sup>(注9)</sup>。この協定に基づいてインドは3000万ポンドを支払い、過去の鉄道買収にかかわる債務を繰上げ完済した。さらに、2000万ポンドにのぼる鉄道債も強制償還の対象に加えられ、

イギリス政府大蔵省が1941年1月16日、翌日インド政府が Vesting Order を出し、1943年3月末までに1858万ポンドが償還された。ただ、East Indian Railway, Great Indian Peninsular Railway, Bombay, Baroda and Central India Railway の鉄道債の償還は1年後に延ばされた。

インドは1941/42年末までにすでに2億0085万ポンドのスターリング債務を償還しており、さらに1942/43年中に1億1900万ポンド償還し、1937/38年初めに3億5605万ポンドあったスターリング債務はわずか4314万ポンドに減少したのみならず3.84億ポンドのスターリング資産を蓄積した。インド政府のスターリング・ポジションは債務超過から債権超過に転換し、インド政府の大蔵大臣は1943年2月の予算演説で「インドは債務国から債権国へ転換し、数十年間にわたって累積してきた対英債務をわずか約3年間で償却した<sup>(注10)</sup>」と誇らしげに述べている。

第12表 スターリング債償還と見返り債発行高  
(単位: 1000万ルピー)

年 度	額面価額 (100万 ポンド)	買 入 れ 価 額		見返りル ピー債 (1000万 ルピー)
		(100万 ポンド)	(1000万 ルピー)	
1937/38	2.99	3.04	4.05	1.12
1939/40	17.09	16.54	22.05	22.79
1940/41	71.29	75.24	100.32	94.86
1941/42	99.04	92.28	123.04	33.58
1942/43	119.00	120.48	161.67	82.62
1943/44	13.02	12.97	17.29	38.42
1944/45	0.41	0.37	0.49	0.17
1945/46	0.28	0.29	0.37	0.01
総 計	323.12	321.21	429.28	273.57

(出所) Reserve Bank of India, *Report on Currency and Finance 1946-47*, p. 91.

1942/43年度以降もスターリング債務の返済は続けられたが、その規模は縮小された。1944年2月4日に前年償還予告が出ていた鉄道債の償還が実施され、1937/38年に始まったスターリング債の

償還計画は事実上完了することになった。その後、終戦まで大きな対英債務の返済はなく、スターリング債務と鉄道債の落こぼれ分の償還と償却が行なわれた。1943/44年には帳簿上に残っている鉄道年賦金の年賦支払いを含めて1470万ポンドのスターリング債務が償還された。その後はスターリング債務の償還はさらに減少し、1944/45年には323万ポンド、1945/46年には293万ポンドであった。1945/46年末のインドのスターリング債務残高は帳簿上は4506万ポンドであったが、鉄道年賦金の資本部分1950万ポンドはすでに返済を終わっており、第1次大戦時の対英献納金の未払い債務(War Loan 1929-47)は1931年より利払いが停止されていたので、実質的には1000万ポンドであった。換言すれば、インドは第2次大戦中に3億2311万ポンド余の対英債務を返済し、その実質残高は戦前に支払っていた1年分の利子以下にまで減少したのである。

上述したように、インドは1943年3月末までにスターリング債務の返済を事実上完了したが、一方外貨の流入は輸出超過と Financial Settlement に基づく立替え軍事費の増大でふえ続けた。輸入の拡大は厳しい統制と船舶不足で困難をきわめ、スターリング債務の返済後は外貨の蓄積が増大していった。蓄積した外貨の利用をめぐるさまざまな論争が展開されたが、その一つにイギリスの対印産業投資の買収があった。イギリスは軍需物資購入に必要な外貨獲得のため、アメリカ、カナダ、オーストラリア、南アフリカではイギリス人が保有する民間投資の売却まで行なった。インドには政府のスターリング債がほとんど完全に返済された後も3~5億ポンドと推定される対印産業投資は手つかずのまま残されていたので、スターリング資産をその買収に利用すればインフレの

抑制にも役立つとの意見が強かった。「種々の理由からインド政府がイギリスの民間投資を買収し、あとでそれをインド人の投資家に売り渡すことを世論は支持した<sup>(注11)</sup>」と言われている。たしかに、「この投資（イギリスの民間投資=筆者）の買収はすでに完了したスターリング債務の返済と精神において完全に一致する。さらに、アメリカ、カナダ、オーストラリア、南アフリカではイギリスの民間投資がイギリスの軍事費調達のため売却されており、インドの場合と同じ政策がとれない理由はない<sup>(注12)</sup>」ことは事実であったが、それは実現されずに終わった。イギリスはアメリカやカナダなどでは軍事費調達のためにイギリス人の所有する民間投資を売却しながらインドにおいてはそれを回避しえた。それが可能となったのはイギリスはインドにおいては Financial Agreement のおかげで、本国通貨すなわちスターリングと交換にルピーを自由に借りることができたからであった。カナダやオーストラリアは英連邦に属しながらスターリングによる支払いを一定程度までしか認めなかったため民間投資まで売却して外貨を獲得しなければならなかったが、植民地であるインドに対してはいわば買手が支払い方法を定める立場に立っていた<sup>(注13)</sup> のでその必要はなかった。イギリスは上述したようにインド政府に対する債権は完全に失ったものの民間投資は大部分を温存することができ、戦後もインドに対して経済的影響力をもち続けた。

イギリスはインドに対するイギリスの民間投資の売却に応じなかったため、第2次大戦末期の3年間にインドのスターリング資産は約9億1200万ポンド増加し、1946年末の残高は12億9630万ポンドとなった。イギリスは第2次大戦で約10億ポンドの対外投資を失ったうえに、1946年3月末にス

ターリング地域に属する国に対して24億1700万ポンド、それ以外の国に対して13億3000万ポンド、合計37億4700万ポンドの債務を負っていた。したがって、イギリスのスターリング債務総額の約3分の1、スターリング地域に属する国に対する債務の約2分の1はインドに対するものであった。イギリスは英印財政協定によってインドから軍事費の強制借上げを行ない、それによってインドを最大のスターリング保有国にさせることになった。また、イギリスは軍事費調達の負担の一部をインドに転嫁することによって、一時的に軍事費の負担を軽減することができたものの、戦後その支払いのために深刻なポンド危機に苦しむことになった。インドのスターリング債務の返済とスターリング資産の蓄積は単にイギリスのインドに対する植民地支配力を弱体化させただけでなく、戦後のイギリスの経済的地位低下を促進させる一因にもなっており、世界的意義を有するものであった。

(注1) 山根一郎氏の計算によれば1936/37年の本国費3.64億ルピーの53%が公債費となっている(総合印度研究室編, 105ページ)。

(注2) Bimalendu Dhar, *The Sterling Balances of India* (Calcutta, 1956), p. 12.

(注3) スターリング債務の返済状況に関する記述は N. C. Sinha and P. N. Khera, pp. 375~396, Bimalendu Dhar, pp. 9~56, Reserve Bank of India, *Report on Currency and Finance 1939-40, 1940-41, 1941-42, 1942-43, 1944-45* によった。

(注4) 6種の公債名と額面価額は次のとおり。

5%	1942~47	……510,000ポンド
4%	1948~53	……645,000
3%	1949~52	……500,000
4½%	1950~55	……495,000
3½%	1931or after	……600,000
3%	1948 or after	……240,000

合計 2,990,000

(注5) Bimalendu Dhar, p. 25.

(注6) Bimalendu Dhar, p. 31.

(注7) Bimalendu Dhar, p. 27.

(注8) N. C. Sinha and P. N. Khera, p. 387.

(注9) Reserve Bank of India, *Report on Currency and Finance 1942-43*, p. 45.

(注10) K. T. Shah, *How India pays for the War* (Bombay, 1943), p. 144.

(注11) P. C. Jain, *India Builds War Economy* (Allahabad, 1943), p. 155.

(注12) P. C. Jain, p. 156.

(注13) C. N. Vakil, p. 94.

## む す び

インドは第2次大戦終結後2年にして宿願の独立を達成した。インドにとって第2次大戦期はイギリスの植民地支配の終末期であるとともに独立後の経済発展の準備期ともなった。

インドは連合国、主としてイギリスの兵站・作戦基地として脆弱な経済力にもかかわらず膨大な物資と役務の供給を強要され、そのために2倍以上の物価騰貴<sup>(注1)</sup>、150万人をこすベンガル飢饉<sup>(注2)</sup>の餓死者が示すように、筆紙に尽し難いほど大きな犠牲を払ったが、このような大きな犠牲によって歴史的な債務を返済し、独立後の経済開発のための資金を蓄積した。一方、イギリスは自国の存亡の危機に立たされ、インドから軍事費の強制借上げという形で植民地収奪を最高度に高めることによって、逆に植民地搾取の重要な基盤の一つであるインド政府の公債、鉄道に対する投資を喪失し、膨大な対印債務を残すことになった。スターリング債務はイギリスのインド支配においてきわめて重要な地位を占めており、スターリング債務の返済はインド経済史上画期的意義をもつものであった。

まず、スターリング債務の返済により1938/39年

に約1300万ポンドあったスターリング債務の利子負担がなくなりさらに鉄道年賦金の支払いも実質的になくなったことである。利払いという問題に限ってみても、利払いによる外貨の流出がなくなり、それだけインド経済が強化された<sup>(注3)</sup>。より重要なことは第2次大戦前において本国費 (home charges) の5割前後を占めていたスターリング債務の利子、鉄道年賦金がなくなり、「いかに本国費支払いを保障するかということを中心として展開されてきた<sup>(注4)</sup>」財政政策の基盤が実質的に崩されたことであった。すなわち、本国費の支払いのために貿易の出超維持を強制されていたが、本国費の減少は巨額のスターリング資産の蓄積とあいまってその強制を除去した<sup>(注5)</sup>。そして、物価の安定とルビーの対外価値の維持のために堅持されてきた均衡財政の必要もなくなり、工業化のための支出を増大せうる条件ができ、イギリスはもはやインドの工業化抑制策を続けることはできなかった。要するに、イギリスはスターリング債務の償還によりたんに投資権益を失っただけでなく、インドの財政政策、経済政策をコントロールする手段をも失った。

スターリング債務の償還はイギリスのインド経済支配の重要な手段を取り除くと同時にスターリング資産の蓄積とあいまって独立後の自立的な経済政策への途を切り開くことになった。従来、イギリスの対印産業投資が一部引き上げられただけで大部分が残されており、それを通してのイギリスのインド経済に対する影響力の温存が重視され、スターリング債務返済の経済的意義が正当に評価されないくらいがあった。たしかにイギリスによるインド搾取の二大支柱の一つである対印産業投資は温存されたが、もう一つの、より植民地支配と密接な関係にある財政機構を通じる搾取の終焉、

すなわち国債、鉄道、市債に対する投資の喪失をイギリスのインド経済支配との関係において正当に評価しなければ、独立前の本国費に対するさまざまな批判の意味が不明となるだけでなく、インドの独立の評価、独立後の経済政策に対する認識をも誤ることになる。実際スターリング債務に対してなしてきた批判を忘れ、その返済の意義を無視し、さらにはインドのスターリング資産の蓄積をイギリスの債務によるインド支配とみなし<sup>(注6)</sup> イギリスの産業投資残高の大きさを過大視し、インドの独立をみせかけの独立であるとし、経済政策の自主性を認めない誤りが犯されたことはまだわれわれの記憶に新しい。

政治的独立の獲得が外国による経済的搾取の完全な廃絶をとまなわないかぎり見せかけの独立であるとする見解はしだいに影響力を失い、インドを独立国とみなす見解が市民権を得るようになった。しかしながら、インドの政治的独立をもって独立国とするようにインドの独立に対する評価が修正された場合にも、独立を画期とするイギリスとインドの経済的關係の変化の再評価は十分に行なわれなかった。われわれは、この点について、みせかけの独立論者がイギリスの対印産業投資を重視し、イギリスがインド経済全体に対する支配力を失ったこと、より具体的に言えばインドのスターリング債務の返済を過小評価する誤りを犯したことをすでに批判し、イギリスのインドに対する支配力が第2次大戦中に極度に弱体化したことも指摘した。政治的独立の達成により、「ヴェールのかけられていない、植民地から植民本国への貢献という性格のもっとも強い<sup>(注7)</sup>」本国費が消滅したことも一般に政治的独立獲得の経済的意義として指摘されているところである。たしかに本国費は独立の達成により消滅したが、本国費の中には

インド庁経費、軍事費などのように「政治的に植民地の地位から脱すれば消滅する<sup>(注8)</sup>」ものとスターリング債務に対する利子の支払いのように元本の償還を終わらないと消滅しないものがあり、後者がすでに独立前に実現していたことを忘れてはならない。インドは独立に際して退職イギリス人官吏の年金1億4750万ポンドも、第2次大戦中に蓄積したスターリング資産の中から一括して支払った。したがって、インドの独立後はイギリスのインドに対する投資は産業投資だけとなり、しかも統治機構もインド人の手に引き渡されたので、イギリスのインドに対する経済的影響力はしだいに後退していった。イギリスのインドに対する経済的支配力は、上述したように、第2次大戦中から独立前後にかけて急激に弱体化しており、独立後のインドの経済を間接的な手段によって支配するだけの力はなくなっていたのである。

(注1) 第2次大戦中、インドの工業生産はわずかに上昇せず輸入は減少した。一方、膨大な軍事需要が生じたため、インドはかつてない全般的な物価騰貴をみた。1939年8月19日で終る1週間を100とする総合卸売物価指数は1945年8月末には244.1に達している。この卸売物価指数は統制価格をもとにして作成されており、実際の物価上昇を正確に反映していないが、この不完全な指数によってもインドの卸売物価は第2次大戦中に144%も騰貴している。急激な物価騰貴はすでに1942年から始まっていたが食糧、その他の生活必需品の配給制は大都市においてすら1943年のなかばまで実施されず、インフレのため大衆の生活は圧迫された。勤労者、労働者の賃金の上昇は物価の上昇に遅れ、インドの工場労働者の実質賃金は1939年を100と

年 度	名目賃金指数	全インド消費者物価指数	実質賃金指数
1939	100.4	100	100
1940	105.3	97	108.6
1941	111.0	107	103.7
1942	125.1	145	89.0
1943	179.6	268	67.0
1944	202.1	269	75.1
1945	201.5	269	74.9
1946	208.6	285	73.2

(出所) Government of India, *Indian Labour Year Book 1954-55* (Delhi, 1957), p. 197 より作成。

すると1943年には67.0にまで低下している。

都市労働者がインフレの被害を一番強く受けるのは一般的な傾向でありインドだけの現象ではないが、インドではベンガル飢饉にみられるように、生存水準ぎりぎりの生活を送っていた極貧層の一部は死に追いやられた。極貧層、都市の勤労者、労働者に対するインフレの打撃は物価統制や配給制などの戦時経済体制の不備によって加重され、ベンガル飢饉では150万人以上の餓死者まで出した。

(注2) ベンガル飢饉は、ミドナポール地方を襲ったサイクロンと、それによってひき起こされた津波が3200平方マイルにわたって開花期の稲に被害を及ぼし、米作が減収となったこと、日本軍の侵攻に備える撤収政策(denial policy)で1942年以来地方消費量を上回る米が強制買上げによって移動させられており、米の繰越しがなかったこと、ベンガルに軍隊が集結したこと、撤収政策で河川用の舟が移動あるいは破壊され、飢饉発生地への食糧の移動が困難であったこと、政府の飢饉対策が遅れたことなどの要因が重なって起きた。したがって、天災もベンガル飢饉の一因となっているが、人災の色彩がきわめて濃厚であった。「すべての人が飢饉の犠牲者ではなかった。大地主は自分の家族をやしなう米を持っており、余剰米を売って法外な利益をあげた。米穀仲買人と商人はもうけた。大カルカッタの工業人口は食糧をずっと保証されていた。そして、カルカッタの中流下層階級はいくらか困難を感じながらも餓死に直面することはなかった」(Henry Knight, *Food Administration in India 1939-47* (California, 1952), p. 229)。飢饉委員会は餓死数を約150万人と推計しているが、農村地域からの流入者を別にすれば大カルカッタの市民には餓死者はほとんどなく、餓死者は農村地域に集中していた。ベンガル飢饉はこのように多くの点で人災の様相をみせており、しかもそれは戦争の遂行と密接に関係していた。

(注3) P. C. Jain, p. 150.

(注4) 篠原章『植民地下インドの財政政策』(アジア経済研究所, 1964年), 119ページ。

(注5) インドの貿易収支は1945/46年以来ずっと赤字を出しているが、その赤字は1958年まで第2次大戦中に蓄積したスターリング資産のひき出しによってカバーされた。

(注6) E・ヴァルガ, 世界研究所訳『戦後帝国主義の政治と経済』, 全訂版上巻(日本評論新社, 1959

年), 164ページ。

(注7) 矢内原勝「国際収支の構造」(川田侃編『インドの経済開発と国際収支』, アジア経済研究所, 1963年), 288ページ。

(注8) 川田侃編『インドの経済開発と国際収支』, 299ページ。

(動向分析部)